

生活困窮者自立支援制度 に関する質疑応答集

令和7年4月1日

※ 本質疑応答集は、平成27年3月19日に発出された質疑応答集に、平成30年10月1日及び平成31年3月29日に別途発出された問を加えた上で、令和6年改正法の施行に伴い一部を加除・修正して、充実させたものである。
住居確保給付金については本質疑応答集のほか、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答（令和7年4月1日）」も参照いただきたい。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

目 次

【制度全般】	3
【自立相談支援事業】	19
【住居確保給付金】	40
【就労準備支援事業】	43
【居住支援事業（シェルター事業）】	52
【居住支援事業（地域居住支援事業）】	62
【家計改善支援事業】	63
【子どもの学習・生活支援事業】	64
【就労訓練事業の認定等】	70
【特定被保護者対象事業の実施について】	80

※ 本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「法」……生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）

「制度」……生活困窮者自立支援制度

「本人」……生活困窮者自立支援制度の対象者

「プラン」……自立相談支援機関の相談支援員が策定する利用者の個別の自立支援計画

「相談支援員等」…自立相談支援事業の従事者（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）

「特定被保護者」…生活保護法第 55 条の 11 第 1 項の規定により、将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる等と保護の実施機関（福祉事務所）が認める生活保護受給者

「平成 30 年改正法」…生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）

「令和 6 年改正法」…生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）

「施行規則」…生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）

【制度全般】

問1 生活困窮者については、法で「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないように明確に示すべき。

(答)

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）と定義されており、生活困窮に至る背景には様々な事情があることに留意が必要である。
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業については、具体的な資産・収入要件を定めているが、自立相談支援事業については、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く生活困窮者を受け止め、包括的な支援を行うため、資産・収入に関する具体的な要件は設けていない。
- 一方で、生活困窮者への支援は、自立相談支援機関のみで抱え込むのではなく、法に定める各種事業、制度外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要である。そのため、自立相談支援機関で相談を幅広く受け付けた上で、その後の支援については自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

問2 生活に困窮しているかの判断は、個人単位か世帯単位か。

(答)

- 法の対象者については問1のとおりであり、世帯の状況も踏まえつつ、最終的には個人単位での判断となる。その上で、世帯全体として課題を抱えているケースについては、世帯全体が支援対象になることもあり得ることに留意が必要。
- なお、住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業の資産・収入要件の判断は、住民税が非課税となる水準を参照しているため、世帯単位で行うこととしている。

問3 支援の申請をした者に対する資産・収入の調査はどの程度まで必要か。調査が必要な場合、調査権限はあるのか。

(答)

- 法第22条第1項の規定により、福祉事務所設置自治体は、住居確保給付

金、就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業の実施に必要なと認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができる。

問3-2 住居確保給付金等の資産・収入要件の確認について、基本的には本人からの通帳等の提出による方法を考えているが、必要に応じて書面での調査等を実施することが想定される。書類代や書面で依頼する際の送料、回答に当たっての手数料について、財政措置はあるのか。

(答)

- お尋ねのような経費は、住居確保給付金の支給事務に係るものであるため、国庫補助の対象とならない。

問3-3 削除

問4 法における支援対象者が生活保護受給に至った場合などについて、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業等につなぐのか。また、制度と生活保護制度を行ったり来たりする者も一定数いることから、法の事業と生活保護法の事業は、可能な限り一体的に運用すべきと考えるが如何。

(答)

- 法は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）を対象としており、この定義に生活保護法の対象者は含まれない。
 - ※ ただし、子どもの学習・生活支援事業については、生活保護受給世帯の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、法の対象である。
- 一方で、生活保護法は、現に保護を受けている者に加えて、保護を必要とする状態にある者（要保護者）が対象となっているため、要保護者が自立相談支援機関に相談に訪れた場合には、確実に生活保護制度につなぐことが必要である。
- 法における支援対象者が生活保護受給に至った場合は、法による支援は終結となり、ケースワーカーや生活保護の就労支援員に引き継がれ、援助方針が定められた上で、その援助方針に沿って、必要な場合には、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業等を利用することになる。
- この際、生活困窮者に対する自立相談支援事業や就労準備支援事業の就労支援業務と生活保護受給者に対する就労支援業務を同一法人に委託している場合には、別法人に委託している場合よりも、より円滑に支援内容等が引き継がれ、特に就労支援員が両制度を兼務している場合には就労支援員の担当変更も必要がないことから、対象者にとっても必要な支援が一貫して受け続けることができるものと考えている。

- なお、この場合においても、自立相談支援事業の相談支援員や就労支援員等がフォローアップとして当該支援対象者に関わることは差し支えない。
- さらに、令和6年改正法により、被保護者向けの事業を実施していない自治体においても、必要な支援を受けられるようにする等の観点から、特定被保護者も生活困窮者向けの事業を利用できることとなった。
- 両制度に基づく事業の連携については、「生活困窮者自立支援法と生活保護法に基づく事業の連携について」（令和7年4月1日付け社会・援護局保護課長、地域福祉課長通知）を参照いただきたい。

問5 生活困窮者は、住所不定、入院中、住民票が他の市等であるなど、居住地についても様々な状態にあることが考えられるが、生活保護制度のように詳細な実施責任を求められるのか。

また、管内に居住地を有する者と考える場合、「居住地」とは生活保護法と同様の取扱いと捉えてよいか。さらに、外国籍の者については法の対象となり得るのか。

（答）

- 法には、生活保護法上の実施機関のような規定は設けていない。
- 制度においては、基本的には、福祉事務所設置自治体はその管内に居住地（本人の事実上の「住まい」のある場所）を有する者について対応し、居住地がない者などについては所在地の属する福祉事務所設置自治体において対応することになる。
- なお、外国籍の者についても法の対象となり得る。ただし、住居確保給付金の家賃補助分の支給においては求職活動要件が設けられていることに留意が必要である。

問5-2 支援決定を受けた生活困窮者が支援の途中で転居した場合、支援は、転居先の住所地を管轄する福祉事務所設置自治体に引き継がれることになるのか。それとも、支援が終了するまでは、転居前の福祉事務所設置自治体で支援を行うことになるのか。

（答）

- 支援決定を受けた生活困窮者が支援途中で転居した場合で、本人が支援の継続を望む場合には、転居先の自治体において支援を行うことが基本と考えている。なお、支援の継続性の観点から、転居先の自治体が円滑に支援を開始できるよう、転居元の自治体は、転居前に、本人同意を得た上で転居先の自治体に帳票類等を提供し、これまでの支援の実施状況等に関する情報を引き継ぐことが重要である。

問6 支援を実施するに当たっては、福祉事務所を設置しない町村との連携も重要だと考えるが、制度における町村の役割如何。また、その根拠規定はあるか。

(答)

- 法第11条により、福祉事務所を設置していない町村においても、住民に最も身近な一次窓口として生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、自立相談支援事業の利用勧奨等を行う事業を実施することができる。
- また、町村においても様々な施策が行われていることから、当該町村を所管する都道府県においては、生活困窮者に包括的な支援が提供されるよう、当該町村と連携いただくことが重要であると考えている。

問7 削除

問8 削除

問8-2 削除

問8-3 小規模の自治体が単独で事業を実施する場合、相談件数が少ないと考えられることから、新たに相談支援員等を雇わなくてよいか。

その場合、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を兼務することでよいか。また、自立相談支援事業に従事する相談支援員等が家計改善支援事業や他の事業の相談員等と兼務する場合、どのように費用を処理すればよいか。

(答)

- 法において、自立相談支援事業は福祉事務所設置自治体においては必ず実施することとされており、生活困窮者に対しアセスメント、プラン作成から包括的で寄り添い型の支援を提供する制度の中核的な事業であり、自治体の規模によらず必要な人に必要な支援が提供される体制の構築が必要。
- 他方で、規模が小さい自治体などにおいて、相談支援員が主任相談支援員・相談支援員・就労支援員の3職種の機能を兼務することは差し支えない。
- また、必要に応じて、自立相談支援事業の相談支援員等が他の事業の相談員等と兼務することも可能。その場合、費用については、事業ごとの従事時間等、合理的な方法により適切に按分すること。

問 9 小規模な町村では相談件数が多くないことも想定されるため、都道府県から町村に自立相談支援事業等を委託し、町村職員が業務を行う方が効率的な場合もあると考えられるが、この場合に正規職員以外の人件費等を支弁することは可能か。

(答)

- 地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき都道府県が条例を定めることにより町村が事務を処理することとすることが考えられるが、その場合、正規職員以外の人件費等を支弁することは可能である。

問 10 福祉事務所設置町村が単独で、又は、複数の福祉事務所設置町村が共同で法に基づく事業を実施することは可能か。

(答)

- 可能である。

問 11 削除

問 12 削除

問 13 削除

問 14 制度の窓口と生活保護の窓口を一体的に運用する場合において、制度における面談の過程で利用者が生活保護の申請意思を示した場合、改めて生活保護の窓口を案内することは、利用者に手続きの負担を無用に強いることになりかねないため、その窓口において生活保護の申請を受けることが望ましいと考えるが、可能か。

(答)

- 可能である。なお、御指摘のケースにおいては、利用者が生活保護の申請意思を示した時点で、生活保護のケースワーカーも面談に入ることによって、円滑に生活保護の申請につなげることが考えられる。

問 15 制度の窓口を生活保護の窓口と併設した場合、特に初期の相談においては、相談者が生活困窮者であるか生活保護受給者であるかを明確に区分できない場合が多いと想定されるが、職員の人件費等の区分はどのように考えればよいか。

(答)

- 生活困窮者のための事業と生活保護受給者のための事業については、適切に人件費を按分することが必要であるが、事業ごとの従事時間や相談件数等、合理的な方法により費用は適切に按分すること。

- 自立相談支援機関においては、要保護者である可能性のある者も含めて幅広く相談を受け止めた上で、生活保護には至らない生活困窮者に対しては、法に基づく各事業の活用等により、支援を行っていただきたい。

問 16 生活保護法上の他法他施策の活用、能力活用の要件との兼ね合いから、生活保護を申請する前に、法に基づく各事業の利用を検討する必要があるか。

(答)

- 法に規定する各事業を利用することが、生活保護を受給するための要件となるわけではない。自立相談支援機関に要保護者が来訪した際は、確実に生活保護の申請につないでいただきたい。
- 生活保護には至らない生活困窮者に対しては、法に基づく各事業の活用等により、支援を行っていただきたい。

問 16-2 支援対象者が他法他施策における類似する事業の利用が可能と考えられる場合について、他法他施策による支援が優先されるのか。

(答)

- 制度には、基本的には生活保護制度のような他法他施策による支援が優先されるという原理はなく、類似する事業の利用が可能と考えられる場合であっても、制度による支援は可能であり、その上で、支援対象者の状態に合わせた適切な支援につなぐ必要がある。

問 17 直営で各事業を実施する場合、自治体の正規雇用職員に係る人件費は国庫負担（補助）の対象とはならないが、生活保護のケースワーカーの人件費のように、交付税措置の対象となるのか。又は国庫負担（補助）の対象となる経費の自治体負担（1/4など）に対してのみ交付税措置されるのか。

(答)

(正規雇用職員の人件費)

- 直営の場合、正規雇用職員の人件費は国庫負担・補助対象とはならない。

(交付税措置)

- 国庫負担・補助の対象経費については自治体負担分に交付税措置が講じられる。

問 18 生活保護受給者、ホームレス、障害者、若年無業者、ひとり親家庭等に対する既存の施策との棲み分けや適用の優先順位をお示しいただきたい。

(答)

- 法の対象者の考え方は問 1 のとおりであり、既存施策の対象者と重複する

部分もあり得る。

- 制度は、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し包括的な相談支援を行うものであり、他の個別施策における対応が相応しいと考えられる場合は、自立相談支援事業において必要な調整を行い、他の個別施策に適切につながりこともあり得る。(その際、「相談のたらい回し」という状況にならないよう、つなぎ先の機関の窓口まで同行するなどの対応が必要である。)
- どの施策を利用するのが適当かは個別の支援対象者の状態によるため、国からは一律な適用の優先順位は示していない。
- なお、法の対象者に生活保護受給者は含まれないものの、特定被保護者に関しては、生活困窮者向けの事業を利用することができる。

問 19 地域若者サポートステーション事業（サポステ）と制度との関係はどのようなになっているのか。

(答)

- サポステは、15 歳から 49 歳までの若年無業者（ニート）等のうち、就労に関する意欲は認められるものの何らかの課題を抱え、ハローワーク等で一人で求職活動ができるまでには至らない者を対象としている。
- 一方、制度は、年齢に関わらず、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象としており、サポステの対象者より幅広いものとなっている。
- また、令和 7 年 1 月 24 日付け開発 0124 第 14 号「令和 7・8 年度における地域若者サポートステーション事業仕様書」通達別添 3 入札説明書別添 2 の仕様書第 1 の 5 支援対象者において、「困窮者制度における「就労準備支援事業」の支援対象者になる者や（中略）者等については、サポステ事業で実施する内容と当該事業で実施する支援内容に重複が生じないように、サポステ事業実施事業者と関係機関との間で緊密に連携した上で調整すること。」とされている。
- 重複して支援が受けられる者がサポステの支援の対象外となるかどうかは個別具体的に判断すべきであるが、いずれにせよ、制度とサポステが、適切な役割分担の下、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、支援を行っていくことが重要である。その中で、支援対象となる者がそれぞれの状況に応じて適切な支援を受け、真に自立することができるよう、地域の自立相談支援機関とサポステとの間で、両者の対象者像や連携のあり方を協議しておくことが重要である。

問 19-2 削除

問 20 削除

問 20-2 自立相談支援事業には資産・収入要件は設けられていないが、自治体の人員等の配置状況において、自治体独自で相談対象者を限定するための資産・収入要件を設けることは可能か。

(答)

- 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間をうまないために創設された制度である。このため、自立相談支援事業について、資産・収入要件を設けることは適当ではなく、様々な困りごとに対して、幅広く受け止めることが求められる。

問 21 削除

問 22 法の各事業は第二種社会福祉事業に位置づけられるか。また、その場合は、届出や指導監督についてどのような取扱いになるか。

(答)

- 法に規定される事業のうち、認定就労訓練事業のみ第二種社会福祉事業に位置づけられる（ただし、定員が10人に満たない認定就労訓練事業は第二種社会福祉事業には含まれない）。
- したがって、認定就労訓練事業を行う場合は、社会福祉法の規定に基づき管轄都道府県知事に届出を行う必要があり、また、都道府県知事による調査等の対象となる。

問 22-2 社会福祉法人が住居確保給付金の支給を除く法に基づく各事業を行う場合、各事業は社会福祉法上の公益事業に該当するか。

(答)

- 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）において、公益事業（審査基準第1の2-（2）ア～コ）について例示しており、法に基づく各事業については、それぞれア～コのいずれかに該当するものであり、公益事業の範囲に含まれると解される。

問 22-3 法に規定される各事業を実施するにあたり、福祉事務所を設置する自治体ごとに規則・実施要綱等を定める必要はあるか。

(答)

- 自治体における規則・実施要綱等については、住居確保給付金に関するものなどは、一般的に策定されるものであると考えられるが、各自治体によって異なる内容となると考えられることから、国として特定のものを定めるものではなく、各自治体で必要性を検討していただきたい。

問 22-4 各事業で使用する帳票類は、国で統一の様式を作成するのか。統一様式がある場合、どこで確認できるのか。

(答)

- 各事業で使用されるプラン等の帳票類については、各事業の手引きにおいてお示ししている。
- なお、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業で使用する帳票については、生活困窮者自立支援統計システムからダウンロードすることも可能である。

問 22-5 制度における文書の保存期間に関する規定はあるか。

(答)

- 文書の保存期間については、国において特段定めていないため、各地方公共団体や組織の規定に則って、適切な期間にわたって保存いただきたい。
- なお、取得した個人データについては、利用する必要がなくなったときは消去いただきたい。

問 23 法に基づく各事業の委託の仕様書等のひな形はあるか。

(答)

- 国として仕様書等のひな形はお示ししていない。

問 23-2 削除

問 24 各事業の委託先については、法人格を有することが要件か。委託先に株式会社等も含まれるか。また、複数の関係機関で構成する法人格を有しない「協議会」に対し、法に定める各事業を委託することは可能か。

(答)

- 法に基づき委託が可能な事業は、施行規則第9条各号に規定する者に委託できるとされており、原則的には法人格を有するものが対象となる。
- 施行規則第9条各号に規定する者に該当しない事業者（株式会社等）や、法人格を有しない「協議会」については、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、福祉事務所設置自治体が適当と認める者に限り委託することが可能である。

問 25 削除

問 26 法に定める各事業について、複数の自治体から一つの法人に委託することは可能か。

(答)

- 可能である。ただし、複数の自治体から一つの法人に事業を委託する際

は、都道府県を含めた関係自治体とよく調整し、適切に事業が実施されるか確認していただきたい。

問 27 就労準備支援事業や就労訓練事業の利用期間中の生活費はどのように確保するのか。

(答)

- 最低限の生活を維持することが困難な者については、適切に生活保護につながる、生活保護制度の下で各種就労支援を行うこととなる。
- それ以外の者で、一定の要件を満たす場合、住居確保給付金を申請することにより、家賃相当額の支給を受けることができる場合がある。また、その者の自立の見込み等も勘案した上で、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の利用につなげることも考えられる。このほか、各種減免制度の活用や多重債務の解消、制度外のものも含めたさまざまな取組による支援を検討していくことが重要である。

問 28 削除

問 29 削除

問 29-2 法に基づく事業の複数年契約は可能か。また、複数年契約により補助金協議等に支障になることがあるか。

(答)

- 委託する際の契約期間については、予算の単年度主義を踏まえれば単年度契約が原則となる。
- 一方で、単年度契約では事業の継続性を確保することが難しく、支援の質の向上や人材の育成・確保及び支援員の処遇改善等の観点から複数年度契約を行うことも考えられる。
- 複数年度契約にあたっては、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」(令和6年6月24日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添)を参考にされたい。

問 30 生活困窮者の早期把握のために必要な情報(特に電気・水道・ガス料金等の未納者や多重債務者等の情報)については、個人情報保護の観点から入手が困難だが、関係機関に対し、どのようにして情報提供の協力を依頼すればよいか。

(答)

- 個人データの第三者提供については、個人情報保護法に基づき、原則として本人の同意のもとで行われる必要がある。

- ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体、財産の保護に必要な場合等は、本人同意なく個人データを第三者提供できるため、こういった場合において、迅速に情報提供が行われるよう、ライフライン事業者等との協定の締結や、ライフライン事業者等に対して支援会議への参画の依頼等をしていただきたい。

問 31 税務担当部署との情報共有については、どのように進めるべきか。

(答)

- 生活困窮者を早期に適切な支援につなげるためには、税務情報の活用は意義があると考えます。
- 税務情報の活用については、総務省の通知（※）により、本人の同意を前提に情報共有を進めることが示されていることにも留意し、庁内での情報共有の仕組みを整備することを検討していただきたい。
※ 「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」（平成 23 年 3 月 3 日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長、自治税務局市町村税課長連名通知）
- また、制度主管部局と税務担当部局との具体的な連携方法については、「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総務省自治税務局企画課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）を参照いただきたい。

問 32 法に定める各事業における守秘義務の取扱い如何。

(答)

- 法第 5 条第 3 項において自立相談支援事業を委託した場合の守秘義務について規定しており、法第 7 条第 3 項で他の法に基づく事業にも準用されている。このため、法に基づく各事業は、関係者の守秘義務のもとで行われる。

問 32-2 削除

問 32-3 問 5-2 に統合

【支援会議】

問 32-4 社会福祉法に基づく支援会議や重層的支援会議において困難ケースについては共有する体制ができている場合、法に基づく支援会議を新たに設置する必要はあるか。

(答)

- 法に基づく支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことを目的とする会議体である。一方、社会福祉法に基づく支援会議及び重層的支援会議は、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・支援関係機関との間で連携を図ることが困難である場合に限って開催されるものである。
- このため、法に基づく支援会議で取り扱うことが適当と考えられる生活困窮者のケースについては、社会福祉法に基づく支援会議や重層的支援会議において取り扱うことは適当ではない。

問 32-5 「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」において示されている「法令に基づく場合」として本人の同意を得ずに支援会議における情報共有が可能となる要件のうち、ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合として例示されている「判断能力の低下により金銭管理に困難を抱えており特殊詐欺等の経済犯罪や経済的虐待に巻き込まれる蓋然性が高いと見込まれる場合」とは、どのような場合が想定されるか。

(答)

- 例えば、預金通帳やキャッシュカードを何度も紛失したり、パスワードを繰り返し忘れてしまうことで、金銭の出し入れが不自由になる、又はその可能性が高いと考えられる場合などが想定される。

(参考)「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」抜粋

①法令に基づく場合（個人情報保護法第27条第1項第1号）

支援会議で取り扱う場合としては、生活困窮が疑われる者について、以下のi)～iii)の要件の全てを満たすと関係機関等が判断した場合には、例外的に、法第9条第4項に基づき、関係機関等は、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を支援会議に共有すること及び他の関係機関等が追加の情報共有の要請に基づき当該者の個人情報を支援会議に共有することが可能である。

(略)

- ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護・福祉サービスの拒否がある場合、電気・水道・ガス等のインフラ料金等の未払又は滞納があり供給停止となっている又はその可能性が高い場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、十分な食事をとることができていないことにより健康を害している様子である場合、判断能力の低下により金銭管理に困難を抱えており特殊詐欺等の経済犯罪や経済的虐待に巻き込まれる蓋然性が高いと見込まれる場合等であって、こうした状態が続くことで、生活困窮者又はその家族等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

問 32-6 金融機関が支援会議の構成員に含まれる場合、金融機関に対して口座情報（預金残高等）の提供を求めることは可能か。

（答）

- 支援会議で取り扱う個人情報とは、当該生活困窮者の自立の支援を図るために必要最小限の情報に限定することとしているところ、預金残高等の口座情報が必要となる場面は想定されないと考えられる。
- なお、支援会議の構成員であるかどうかを問わず、住居確保給付金の支給又は就労準備支援事業若しくは居住支援事業のうちシェルター事業の実施に関して必要があると認められる場合については、法第 22 条第 1 項に基づき、生活困窮者等の資産又は収入の状況について報告を求めることは考えられる。

（参考）「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」抜粋

第 3. 個人情報について

（2）支援会議における個人情報の取扱い

支援会議で取り扱う個人情報は、当該生活困窮者の自立の支援を図るために必要最小限の情報に限定することとする。具体的な個人情報の内容としては、生活困窮者の氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族構成、家族と交流しているか、家族に頼ることができるかどうか等といった家族との関係性、就労や社会的な活動への参加の有無、勤務先、収入・支出の概況、利用しているサービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状等が考えられる。

問 32-7 支援会議の構成員に対し、例えば弁護士等の専門職に対する謝金の支払いについて特別の取扱いはあるか。

(答)

- 支援会議の構成員に対する謝金については国として一律の取扱いは定めていない。したがって、当該専門職の専門性を踏まえ、各自治体の謝金支払規程等に基づき、他の構成員に対する謝金額とは別異に取り扱うことも差し支えない。

問 32-8 自立相談支援事業を民間団体に委託して実施している場合、支援会議の設置・運営についても、同団体に委託することとしてよいか。

(答)

- 法第9条第1項により、支援会議を組織できるのは福祉事務所設置自治体とされていることから、民間団体が支援会議の設置主体となることはできない。
- 一方、福祉事務所設置自治体が組織した支援会議の運営に係る事務について、民間団体に委託することは可能ではあるものの、支援会議が、行政内部の関係部署も含め多くの関係機関・関係者から構成されることや、そうした場において、機密性の高い生活困窮者の個人情報共有及びその管理に係る事務を行うことに鑑みれば、民間団体ではなく、支援会議を組織する自治体が運営の中核となることが適当である。
- また、支援会議の運営に係る事務の一部を民間団体に委託する場合であっても、上記事務の性質を踏まえ、いわゆる「丸投げ」にならないよう、自治体の主導の下、民間団体と会議の運営に係る事務の役割分担を行いつつ、適切な会議の運営を行われたい。
- なお、守秘義務や罰則規定の適用については、支援会議の運営に係る事務の一部を民間団体に委託した場合も同様である。これらを踏まえた上で、個人情報の保護について万全を期すよう徹底されたい。

問 32-9 支援会議に参加する構成員に対する謝金や会議の開催経費は、国庫負担（補助）の対象となるか。

(答)

- 支援会議を行うために必要な経費（会場借料、機材借料、構成員等謝金等）については、自立相談支援事業の国庫負担対象経費として助成対象となる。
- 国庫負担対象経費の算出に当たっては、会議の開催に当たって有料の会場を借りる必要があるか、借り上げる機材の数量が必要最小限となっているか、また、構成員に支払う謝金が、その自治体の謝金支払規程に照らして適当な水準となっているかなど十分に精査を行った上で、過大に計上することのないよう、留意されたい。

問 32-10 都道府県が支援会議を設置する場合、自治体職員として県担当課の参加が原則であり、対象者が居住する町村の職員には必要に応じて委嘱を行うという理解でよいか。

(答)

- 都道府県が支援会議を設置する場合は、市町村と比べて管轄地域が広範囲に及んでいることから、郡部の生活圈ごとに支援会議を設置し、その管轄する町村の職員を構成員に委嘱するなど、それぞれの都道府県が管轄地域の実情に応じて効果的な方法を検討することが必要となる。
- なお、共有された情報の管理、また、その後の支援を適切かつ効果的に行う観点から、原則として、都道府県の担当課の職員は参加することが適当であるが、管轄内の支援会議の設置数が多い場合など、都道府県の担当課の職員が全ての会議に参加することが困難な場合等には、町村の職員等に会議の運営に係る事務を委任することは可能である。
- また、地域の実情にあった支援を行うため、都道府県が設置する支援会議に、対象者が居住する町村の職員が出席することも効果的と考えられる。

問 32-11 支援会議の開催に向けて、関係者間で事務的な打ち合わせを行う中で必要な情報の交換を行い、支援会議の開催を待たずに支援に着手することは可能か。

(答)

- 支援会議の開催に向けた事務的な打ち合わせは、法に基づく支援会議には当たらないことから、当該打ち合わせに参加する関係者が支援に着手するために、それぞれの事務や職務で知り得た秘密を本人の同意なく提供・共有することは、個人情報保護法やそれぞれの業務に応じて課された守秘義務に抵触することになり得る。
- そのため、本人同意のない個人情報の共有は支援会議を設置した上で、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」第3に定める内容に即して行うこと。

問 32-12 生活保護受給者は支援会議の対象とはならないか。

(答)

- 支援会議の対象となる者については、法第3条第1項に規定する生活困窮者又は生活困窮の端緒が伺われる者を想定しているため、生活保護受給者は対象とならない。
- ただし、令和6年改正法による生活保護法の改正により、生活保護受給者に対する支援に関係する者により構成される「調整会議」が新設された。この調整会議では、生活保護受給者の自立の助長を図るために必要な情報交換を行うとともに、生活保護受給者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとされている。

- 生活保護廃止が見込まれる世帯については、生活保護の廃止後に法に基づく事業を利用することも考えられることから、本人に対する継続的な支援という観点から、自立相談支援機関等が調整会議に参画し、生活保護の廃止後の支援の調整に向けて、情報共有を図ることが考えられる。

問 32-13 早期支援のためには迅速な情報の交換が必要となるため、個人を構成員とするのではなく、対象機関の関係職員を一括して構成員とすることは可能か。

(答)

- 対象機関と事前調整の上、支援会議の設置要綱において、「〇〇機関に属する者」として、一括して規定することは可能と考えられる。
- その場合、個々のケースに応じて共有できる機関の職員をより業務上関係のある者に限定すること等により、不必要に機関内で情報共有が行われることのないよう、留意されたい。

※【国庫負担・補助】(問 33～問 39-2) は削除。

【自立相談支援事業】

問 42 削除

問 43 削除

問 44 自立相談支援機関の名称について定めはあるか。自治体において、自由に名称を定めてよいか。

(答)

- 自立相談支援機関の名称について、自治体において自由に定めることは差し支えないが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- また、自治体が支援の内容を的確に広報し、住民に正しく認知していただくことも重要と考える。

問 45 受付窓口については、既存の相談窓口の機能強化による対応も可能とされている。

例えば、人員増による体制強化を行い、自立相談支援事業の受付も行うこととした場合、「生活困窮者相談窓口」という新たな看板を掲げることはせず、表向きは従来どおりの窓口という取扱いも可能か。

(答)

- 自立相談支援機関の名称について、自治体が自由に定めることは差し支えないが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- ただし、既存の窓口を機能強化する方法で生活困窮に係る相談窓口を設ける場合には、生活困窮者の相談窓口であることを明確にした上で地域住民にそれが分かるよう周知するとともに、生活困窮者の相談窓口と一体として実施する他の事業との区分経理を明確にし、同一の経費に対して複数事業の負担金・補助金を重複して受けることがないようにする必要がある。

問 46 現在、指定都市内の行政区のいくつかに自立相談支援機関の窓口を開設しているが、すべての行政区に自立相談支援機関の窓口を設置しなければならないか。

(答)

- 法においては、福祉事務所設置自治体は必ず自立相談支援事業を実施することとしているが、指定都市における行政区ごとに自立相談支援機関を設置することを求めているものではない。
- ただし、自立相談支援機関の窓口は、法に基づく事業等の利用の入口でもあることから、生活困窮者が自立相談支援機関に適切につながるよう、地域の実情に応じて設置する必要がある。

問 47 自立相談支援機関の窓口については、巡回窓口でも差し支えないか。

(答)

- 生活困窮者からの相談に適時適切に対応するため、福祉事務所設置自治体が設置する自立相談支援機関の窓口のうち、少なくとも一つは常設とする必要があると考えている。

その上で、相談件数、交通事情等の地域の実情に応じて、巡回相談も実施することについては差し支えない。

問 48 自立相談支援事業に配置する各支援員の資格要件如何。

(答)

- 自立相談支援事業の各支援員には、一定の経過措置を前提としつつ、国が行う養成研修の受講を要件としている。
- 各支援員のうち、主任相談支援員については、自立相談支援機関における相談支援業務全般のマネジメントをはじめ、支援困難事例への対応、相談支援員や就労支援員への指導・育成、社会資源の開拓・連携の取組等の高度な相談支援技術が求められることから、一定の資格又は実務経験（※）を必要とすることとしている。

※ 以下の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

問 49 主任相談支援員の配置要件を緩和すべきと考えるが如何か。

(答)

- 主任相談支援員は、自立相談支援機関における各支援員の業務に関する統括的な役割を担うほか、自立相談支援機関の相談業務全般のマネジメントや、相談支援員・就労支援員の指導・育成、問題が深刻化しているケースへの対応等の高度な相談支援技術が求められることから、一定の資格又は実務経験が必要であると考えている。

問 50 削除

問 51 自立相談支援事業における主任相談支援員の配置について、勤務形態が非常勤である職員でも可能か。

(答)

- 自立相談支援事業における主任相談支援員については、相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、困難ケースへの対応など高度な相談支援、社会資源の開拓・連携といった役割にかんがみれば、基本的にはフルタイムの専任職員を配置していただくことが望ましいと考えている。
- なお、相談に訪れる生活困窮者の数や自治体の規模など地域の実情等を勘案した上で、自治体の判断により、非常勤職員を配置することを妨げるものではないが、そのような場合であっても、その役割を遺漏なく果たせるよう留意していただきたい。

問 52 生活保護のケースワーカーが自立相談支援事業の相談支援員等を兼務することは可能か。また、同一の就労支援員が生活保護受給者と自立相談支援事業対象者双方の就労支援を兼務することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業は制度の中核的な事業であることから、基本的には生活保護のケースワーカーとは別に人員を確保していただくことが望ましいと考えている。また、一般的にはケースワーカーは正規職員が担うと考えられ、自立相談支援事業の相談支援員等と兼務することは基本的に想定されないと考えられる。
- ただし、自治体においては、それぞれの対象者が少ない場合なども考えられるため、上記を基本とした上で、自治体の判断により、ケースワーカーが自立相談支援事業の相談員等を兼務することを妨げるものではないが、そのような場合であっても、その役割を遺漏なく果たせるよう留意していただきたい。

問 53 自立相談支援機関に相談支援員及び就労支援員を置くこととなっているが、相談支援員は委託先の職員、就労支援員が自治体雇用の職員という形態は可能か。

(答)

- お尋ねのように自立相談支援事業の一部を委託することは可能である。ただし、相談に来られる方に適切な支援が行えるよう事業全体を一体的に運用する必要がある。
また、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律など、労働関係法令を遵守するよう留意されたい。

問 54 就労支援員は自立相談支援機関に配置されるが、必ず自立相談支援機関の窓口配置することになるか。

(答)

- 自立相談支援機関の就労支援員は、就労支援の効果的・効率的な実施の観点から、自立相談支援機関の窓口配置することを想定しているが、自治体の状況により、自立相談支援機関の窓口以外に就労支援員を配置することも可能である。
- このような場合、配置先の機関・窓口と自立相談支援機関で連携を図り、効果的・効率的な就労支援を実施する必要がある。

問 55 自立相談支援事業における就労支援員と就労準備支援事業における就労準備支援担当者の業務内容は重複している部分があると思われるが、就労支援員が、就労準備支援事業で想定している生活習慣の形成のための支援や社会的能力を身に付けるための支援を実施することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業の就労支援員は、基本的には、就労に向けた準備が一定程度整い、本人も就労に向けた希望がある者に対して、就労意欲の喚起といった福祉面での支援を行うとともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等を行うことが想定される。
- 一方で、就労準備支援事業は、長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動を行うことが難しく、就労に向けた準備が必要な者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業であり、支援対象者・支援内容は就労支援員とは異なるものである。
- 就労準備支援事業が未実施の自治体においては、就労支援員が就労準備支援事業の機能を一定程度担うことも考えられるが、その場合は、就労体験先の開拓などの人手のかかる支援が行えないことなどにより、就労準備支援事業を実施する場合と比べて、就労体験先の多様性を欠いた支援とならざるを得ないことが想定されるため、就労準備支援事業による支援を就労支援員が代替することは困難であることに留意が必要である。
- なお、就労準備支援事業で提供される専門的な支援は、全国どの地域でも提供されるべきとの観点から、平成30年改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施を努力義務化すること等により、全国的な実施を目指すこととした。また、令和6年改正法に基づき、就労準備支援事業等について、全国的な実施及び質の向上を図るための体制整備に関する指針を定めた。こうした趣旨も踏まえ、いまだ就労準備支援事業を実施していない自治体については、積極的な実施をご検討いただきたい。

問 56 自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託する場合、これまで社会福祉協議会が実施している「困りごと相談」や「権利擁護事業」等の相談員が自立相談支援事業の相談支援員等を兼務することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業は制度の中核的な事業であることから、基本的には社会福祉協議会が実施している他の事業の相談員とは別に人員を確保していただく必要がある。
- また、自立相談支援事業は、生活困窮者の自立を支援するため、アセスメント、プラン作成、支援調整会議、支援決定といった一連のプロセスに基づき、就労支援も含め包括的な支援を行うものであり、社会福祉協議会が実施する相談事業とは、一般的に、その趣旨・目的、支援方法等が異なるものと考えられる。
- 過疎地等小規模な市町村によっては社会福祉協議会が実施する「困りごと相談」や「権利擁護事業」等の相談員が自立相談支援事業の相談支援員等を兼務することもやむを得ないと考えられるが、この場合、一体として実施する他の事業との区分経理を明確にし、同一の経費に対して複数事業の負担金・補助金を重複して受けることがないようにする必要がある。
- 具体的な補助金の取り扱いとしては、例えば、当該職員の人件費をそれぞれの業務に従事する勤務時間数で按分するなど、適切に対応する必要がある。
- また、生活困窮者の相談窓口であることを明確にした上で地域住民にそれが分かるよう周知する必要がある。

問 57 削除

問 57-2 都道府県が管内市町村に対して相談支援員等の養成研修を実施し、修了証を交付することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業に従事する相談支援員等については、原則として、国が実施する国研修と各都道府県で実施する都道府県研修（※）の両方を受講することを要件としている。
- その上で、各自治体が独自に開催する研修については、地域の実情に応じて適宜開催していただきたい。
（※）以下の要件を満たす研修を指す。また、原則対面で実施すること。
 - ア 参加型研修の形式を取り入れること
 - イ 研修企画チームを作り、企画・立案すること
 - ウ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
 - エ 開催時間は計 10.5 時間以上の開催とすること

問 57-3 専門性を有する団体等へ自立相談支援事業を委託する場合であっても、相談支援員等の養成研修は受講しなければならないか。

(答)

- 自立相談支援事業に従事する相談支援員等は、原則として、国が実施する国研修と各都道府県で実施する都道府県研修の両方の受講を義務付けている。

問 58 削除

問 59 主任相談支援員初任者研修・相談支援員初任者研修の受講内容を、関係者に広く伝達・共有できるような仕組みが必要ではないか。

(答)

- 都道府県におかれては、主任相談支援員初任者研修・相談支援員初任者研修の修了者の協力を得て、自治体や地域の関係機関を広く対象とした都道府県研修等を企画することなどをお願いしたい。
- また、主任相談支援員初任者研修・相談支援員初任者研修に限らず、生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了者には、生活困窮者支援の理念や具体的な支援技術など、研修で学んだ知識や技能等について、積極的に関係者に伝達していただきたいと考えている。

問 60 削除

問 61 自立相談支援事業において、相談支援員と就労支援員を兼務する場合、その職員は相談支援員初任者研修若しくは就労支援員・就労準備支援事業支援員初任者研修のどちらに参加すべきか。

(答)

- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修では、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等、それぞれを対象にした研修を行っており、各支援員は、それぞれの職種に応じた研修を受講することとなるため、相談支援員と就労支援員を兼務する場合は、原則として、相談支援員初任者研修、就労支援員・就労準備支援事業支援員初任者研修ともに受講することが必要である。

問 61-2 自立相談支援事業による就労訓練事業のあっせんと職業安定法に基づく無料職業紹介に関する手続との関係をどのように考えているか。また、無料職業紹介を実施するに当たっては、自治体は届出を行えば足りるのに対し、民間事業者は許可が必要であり、実施主体によって必要な手続も異なるが、委託により自立相談支援事業を実施する場合は、どちらが手続を行うべきか。

(答)

- 職業安定法上、「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
- 自立相談支援機関が就労訓練事業の利用についてあっせんを行う際は、自治体の支援決定によって、生活困窮者が雇成型、非雇成型のいずれかで就労訓練事業を利用するかがすでに確定していることを踏まえれば、生活困窮者に対して雇成型の就労訓練事業の利用についてあっせんを行う行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられる。
- したがって、直営で自立相談支援事業を実施する場合は自治体が職業安定法第 29 条の規定に基づく届出を行う必要があり、委託により実施する場合は受託事業者が同法の規定に基づき許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う者である必要がある。
- これに関して、「就労訓練事業のあっせんに関する職業紹介手続マニュアル」なども参考に受託を検討している事業者に対する助言等を行っていただきたい。
- なお、自立相談支援事業の受託業者が職業安定法上の許可を得ていないケースについては、例えば、自治体において無料職業紹介の届出を行うことにより、経過的に、自治体が就労訓練事業のあっせんで直営で行うなどの対応が考えられる。

問 61-3 就労訓練事業等を未実施なら職業安定法所定の許可又は届出は不必要としてよいか。例えば、ある事業所において無償のボランティアをする場合は該当しないと考えてよろしいか。

(答)

- 就労訓練事業の利用のあっせんは、自立相談支援機関の役割として法で位置づけられている。
- 生活困窮者が雇成型、非雇成型のいずれで事業を利用するかについては、生活困窮者が認定就労訓練事業を利用する際に、それぞれの状況に応じて判断すべきものであり、雇成型、非雇成型のいずれにもあっせんできるような職業紹介事業の許可等の手続を取っていただきたい。
- なお、ボランティアを紹介する行為は雇用契約の成立のあっせんではないため、職業紹介には該当せず、職業安定法上の許可・届出の手続は必要ない。

問 62 相談受付から自立相談支援機関の利用の申込に至るまで、どれくらいの時間を想定しているか。

(答)

- 相談受付から申込に至るまでの時間は、相談者の状況によりかなりの違いがあるものと考えている。従って、特定の時間や期間で対応するのではなく、本人の相談を十分に傾聴した上で、申込受付に結びつく場合は、本人の同意を尊重した上で対応していただきたい。

問 62-2 自立相談支援事業で使用する帳票の位置づけ及び使用する根拠について、ご教示いただきたい。

(答)

- 自立相談支援事業で使用する自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）については、生活困窮者自立支援統計システムからダウンロードすることが可能であり、自立相談支援事業の実施要領の9の（2）において、本様式を使用することとしている。
- 本様式は全国統一のものであることから、各自治体において、独自に加工して使用しないよう留意いただきたい（別に自治体独自の様式を併せて活用することについては差し支えない）。
- 帳票類の記入方法等については、以下の帳票類の記入要領等を参照されたい。

厚生労働省 平成 26 年度セーフティネット支援対策事業（社会福祉推進事業）自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究
掲載先：<https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/konkyu2015-chohyo.html>

- ・「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 帳票類記入要領＜平成 27 年度用改訂版＞」（平成 27 年 3 月 みずほ情報総研株式会社）
- ・「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 記載見本＜平成 27 年度用改訂版＞」（平成 27 年 3 月 みずほ情報総研株式会社）
- なお、相談受付件数を支援実績加算の算定に用いる等、帳票の記入内容は国庫負担金の算定等にも必要な情報となるため、適切な帳票入力をお願いする。

問 63 支援対象者の情報を関係機関で共有する場合、支援開始時点で同意を得ることとなっているが、書面による同意は義務であるか。

(答)

- 支援対象者の個人情報に関係機関で共有するに当たって、同意の有無を明確にするため、自立相談支援事業の利用申込時点で、書面による同意を得ることが適当である。
- 具体的には、帳票類でお示ししている「相談受付・申込票」の「相談申込み欄」に支援対象者の記名をもらうとともに、帳票類の「個人情報に関する管

理・取扱規程」を本人に提示し、個人情報の管理・取扱について説明する。

問 63-2 ひきこもり状態にある生活困窮者等の名前、住所等について、本人の同意なく、地域住民等から情報提供を受けた場合、当該情報提供は、個人情報保護の観点から問題はないのか。

(答)

- 生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、個人情報が自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も多く、個人情報の取扱いには特段の留意が必要である。
- 関係機関・関係者が自立相談支援機関に個人情報を提供する場合、個人情報保護法に基づき支援会議で情報提供が行われる場合など法令に基づくときや、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなどを除いて、原則として本人から同意を得ることが必要である。
- ひきこもり状態にある者などの支援においては、例えば、民生委員等が本人の了解を得て、相談支援員とともに訪問するなどにより、相談につないでいくことが考えられる。自立相談支援機関においては、適切な個人情報の取扱いに留意した上で、積極的なアウトリーチを展開いただきたい。

問 64 削除

問 64-2 削除

問 65 プランを作成する趣旨如何。またどのような場合に作成する必要があるのか。

(答)

- プランとは、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画のことをいう。
プランは、一義的には本人と自立相談支援機関とが、更には関係機関も含め、上記について確認・共有するためのものであり、本人に適切な支援を提供するための前提となるものである。
- 具体的には、本人と協働して作成し、支援調整会議に提出され、法に基づく事業等(※)による支援が必要な場合には自治体による支援決定を経て確定される。
※ 支援決定(又は支給決定)の対象となる「法に基づく事業等」は、住居確保給付金、居住支援事業、就労準備支援事業、認定就労訓練事業、家計改善支援事業のことをいう。自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業は含まない。
- ただし、プランを作成しなければすべての支援が始まらないということで

はなく、緊急的な支援が必要な場合など、プランの作成前にも必要な支援が行われる場合もある。そういった場合は、プランを一時に記入して支援調整会議にかけるのではなく、継続的に相談支援に対応してインテーク・アセスメントシートや支援経過記録シートへの記入を順次行った上でプランを作成する。

- プランには、法に基づく事業等による支援はもとより、他制度による支援やインフォーマルな支援も盛り込まれるものであり、これらの支援を利用しない場合においても、本人と自立相談支援機関との支援内容の確認のため、作成することが基本となる。

問 66 自立相談支援事業において就労支援のみを行う場合、プランの策定は必要か。また、プランの策定前であっても、就労が決定するなどにより、「支援終了」となる場合があると理解してよいか。

(答)

- 自立相談支援機関において継続的に支援を行う場合には、基本的にプランの作成が必要となり、就労支援のみであっても、プランを作成することになる。(ただし、プラン作成前でも就労支援を開始することは可能である。)
- プラン作成前に就労が決まった場合で、例えば自立相談支援機関の就労支援員による支援等を受けることなく自ら就労を決めたのであれば、支援の終了ではなく、プランを作成せずに情報提供や相談対応のみで支援が終了したという取り扱いとなる。
- なお、このようにプランは作成していない場合であっても、就労の定着が重要であるので、就労が定着するまで、就労先との連携を図ることが重要である。

問 67 削除

問 68 支援調整会議において、以下の点について教えていただきたい。

- ① 個人のプラン調整機能と地域づくりの機能を両方持たせて運営するのは難しいのではないか
- ② 委託先の法人等の担当者の出席をもって、自治体の担当者の参加としてよいか。
- ③ 構成員、開催方法や開催頻度はどのように考えればよいか。また、構成員についてはメンバーを固定するのではなく、ケースごとに必要な関係者を招集することとしてよいか。

(答)

(①について)

- 支援調整会議の主な目的は、
 - ① プランの内容が適切なものであるか合議体形式により判断すること

- ② 参加者が個々のプランに関する支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、個々のプランを了承すること
- ③ プラン終結時において評価を行うこと
- ④ 不足する社会資源について地域の課題として認識し検討することである。

したがって、プランを決定するためには、支援調整会議を開催することが必要となる。

また、④については、プランを検討する中で地域の課題が浮かび上がってくるものと考えられることから、支援調整会議の中で検討することとしているが、ここでは課題の整理のみに留め、別途協議の場を設けて対応することもある。その場合、新たに協議の場を設けるのではなく、既存の協議の場を活用することも考えられる。

(②について)

- 自治体は、プランに法に基づく支援等が含まれている場合には、それを支援決定する役割を担うことから、支援調整会議に必ず参加すること。また、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの協定による事業）の対象者を定める場合も、自治体が支援調整会議に出席することが基本である。なお、地域資源の開発を検討する場合も、自治体の参画が重要である。

(③について)

- 具体的な開催方法については、相談者数や地域資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めることとなる。
例えば、メンバーを固定し定期開催する方式と、ケースごとに開催し必要な関係者のみが集まる方式などが考えられる。固定方式の定期開催をベースとして、事案に応じた随時開催を組み合わせる方式も一案として考えられる。

問 68-2 自立相談支援事業を実施するに当たり、支援調整会議以外に事業の運営に係る会議を必ず立ち上げなければならないのか。

(答)

- 支援調整会議以外に事業の運営に係る会議の創設を求めているものではないが、自立相談支援機関内部におけるケース検討会議やサービス担当者会議等の支援に必要な会議や検討会は、当然に行われるものと考えている。
- なお、地域課題に関する協議の場については、支援調整会議や支援会議を活用するほか、地域における既存の会議体を活用することなどが考えられる。

問 69 削除

問 69-2 一つの自治体で複数の自立相談支援機関を開設した場合、各々の支援調整会議の開催方法（参加メンバーや開催頻度等）は異なってもよいのか。

（答）

- 異なってもよいと考える。
- なお、構成メンバーについては、自治体職員や支援員だけでなく、必要に応じて専門職も参加するなど、アセスメントの方法や課題の整理が適切に行えるメンバーを配置することが求められる。また、開催方法については、定期開催や随時開催等が考えられるが、地域の実情や参加メンバーの状況に適した方法で開催していただきたい。

問 70 支援調整会議には必ず相談者本人も参加しなければならないのか。

（答）

- 支援調整会議に、必ず本人が参加しなければならないものではないが、制度の基本理念である生活困窮者本人の尊厳の保持のためには、本人の主体的な意思決定を確保することが重要であることから、必要に応じて、本人やその家族等の参加を検討すること。

問 71 自立相談支援事業を複数の者に委託する予定としているが、支援調整会議を開催する場合、自治体が招集、議事の進行等を行ってよいか。

（答）

- 一般的には、自立相談支援機関が中心となって支援調整会議を開催することを想定しているが、質問のケースのような事情がある場合、自治体が招集、議事の進行等を行うことも可能である。

問 72 支援調整会議でプラン（案）が検討された後、その結果を誰に、どのようにして通知するのか。

（答）

- 支援調整会議において検討したプラン（案）について、その後、自治体は、法に基づく支援等については支援決定を行い、自立相談支援機関を通じて、本人への支援提供通知を送付する。
- 法に基づく支援等がプランに含まれない場合には、支援調整会議後の相談支援の場で、支援調整会議によってプランが最終的に確定されたことを本人に伝えることとなる。

問 73 自治体として任意事業を実施しない場合、支援調整会議では具体的にどのような事項について協議するのか。また、任意事業を実施しない場合には、支援決定を行わなくてよいか。

(答)

- 自治体として任意事業を実施しない場合であっても、自立相談支援機関による継続的な支援を行う場合はプランを策定し、計画的に支援を行うことが必要である。
- 策定したプラン（案）はすべて支援調整会議に提出され、支援方針、支援内容、関係者の役割などを協議・調整・確認することとなる。
- プラン（案）に法に基づく支援等が含まれていない場合は、自治体による支援決定の対象にならない。

※ なお、就労準備支援事業と家計改善支援事業については、その実施が自治体の努力義務となっている。また、令和6年改正法では、居住支援事業についても、実施が必要と認められる事業の実施が努力義務となった。これらを踏まえ、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、地域の実情に合わせ、任意事業の実施について積極的に検討する必要がある。

問 74 「支援決定」は自治体が行うこととされているが、自立相談支援機関から送付される書類のみで自治体は判断するのか。特に自立相談支援事業を委託により実施している場合であって、自治体が、自立相談支援機関のアセスメントやプラン（案）が十分でないと判断した場合は、差し戻しなどができるのか。

(答)

- 制度においては、自治体による支援決定に先立ち支援調整会議を行うこととしている。
- この支援調整会議は、自立相談支援機関が中心となって、自治体及び関係機関等とともに、本人と協働で作成したプラン等についてその支援方針、支援内容、関係者の役割などの協議・調整・確認を行う場である。
- 差し戻しはあり得るが、各自治体におかれては、アセスメントやプランの内容が適切であるか否かについては、まずは支援調整会議の中で十分確認していただきたい。

問 75 自立相談支援事業自体は支援決定の対象ではないとされているが、同事業も法定事業であり、支援決定の対象とすべきではないのか。

(答)

- 支援決定は、法に基づく事業等について、生活困窮者に適切な支援が提供されるかを自治体が確認し、その利用の可否を決定するものである。
- 自立相談支援事業は法定事業ではあるが、制度の入口として、相談者が相談したいときに利用できるよう、支援決定の対象には含まないこととしている。

問 76 子どもの学習・生活支援事業はなぜ支援決定を要しない取扱いとしたのか。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業は、各自治体において地域の実情に応じ柔軟に取り組んでいただく事業であり、また、生活保護受給世帯も対象としており、生活保護受給世帯の子どものケースワーカーから紹介されるといったケースも想定されるため、必ず自立相談支援機関を通すことは想定していないことから、支援決定の対象とはしないこととしている。

問 77 自立相談支援事業を直営で行う場合も、住居確保給付金の支給のためには、プラン作成、支援調整会議の了承が必須となるか。

(答)

- プランの作成については問 65、支援調整会議の開催については問 68 参照。
- 自立相談支援事業を直営で行う場合においても、住居確保給付金の支給は法に基づく支援であるので、プラン作成、支援調整会議の了承は必須である。

問 77-2 問 77 に対する答で、「住居確保給付金の支給は法に基づく支援であるので、プラン作成、支援調整会議の了承は必須である。」とあるが、緊急的に住居確保給付金を支給する必要がある場合は、プラン作成、支援調整会議の了承を経ず、支給基準を満たしていることを確認した上で、支給決定を行い、できるだけ早く支給すべきではないか。

(答)

- 住居確保給付金の支給に当たっては、原則として、プラン作成、支援調整会議の了承が必要であるが、一方で、緊急的に住居確保給付金の支給を行う必要があると考えられる場合は、プラン作成、支援調整会議の了承を経る前に、支給に必要な手続きを経て、支給することができる。この場合、追って速やかにプランを作成し、支援調整会議で了承を得ることが必要であり、利用者が既に住居確保給付金を受給中であることが分かるよう、プラン兼事業等利用申込書の「法に基づく事業等」欄の「既受給」欄にチェックした上で、支援調整会議にプランを提出すること。

問 78 生活保護の申請を念頭に置いている者から相談があった場合においても、プランの作成、支援調整会議による了承が必要となるのか。また、その者への支援に係る費用は国庫負担の対象となるか。

(答)

- 生活保護の申請を念頭に置いている者から相談があった場合は、まずは生活保護担当部局や福祉事務所につなぎ、生活保護の受給の可否を確認する。その上で、生活保護には至らない場合で、自立相談支援機関として継続的に支援を行う場合は、利用申込みを経て、プランの作成、支援調整会議による了承を

行う。

- なお、他制度につなぐことも自立相談支援機関の役割であることから、上記のように相談者を生活保護担当部局や福祉事務所場合につなぐ場合も、支援に係る費用は国庫負担の対象となる。

問 79 自立相談支援事業を委託した場合は、受託者が自立相談支援機関として支援調整会議を開催することとなるが、支援決定については実施主体が行うこととされている。支援決定も含めて委託できないか。

(答)

- 生活困窮者への支援が適切に行われるよう、自治体が法に基づく各事業の利用の適否を判断することとしており、支援決定を委託することはできない。

問 80 利用申込が困難なケース（申込、支援を拒否する等）をアウトリーチなどにより把握した場合はどのように対応すべきか。

(答)

- 制度の基本理念である「生活困窮者の尊厳の確保」に鑑みると、本人の意思に反した支援を行うことは適当ではない。
- ご指摘のようなケースについては、生活困窮者の置かれている状況等を適切にアセスメントした上で、必要な支援内容を本人に提示し、本人の理解を十分に得て、利用申込につなげることが適当である。

問 80-2 プラン作成者のうち、就労は開始したものの、引き続き法に基づく支援等が必要な者についてはどのように取り扱うべきか。

(答)

- 制度が目指す自立は、就労等による経済的自立だけでなく、日常生活自立と社会生活自立も含まれる。そのため、生活困窮者本人が就労を開始したからといって、直ちに支援が終結するとは限らない。
- 制度による支援は、生活困窮者本人と相談支援員が協働で策定したプランに基づき、計画的に行われるものであり、プランに定めた本人の目標を達成することが重要である。例えば、就労開始後においても本人の目標が未達成であり、引き続き支援が必要と考えられる場合は、支援を終結するのではなく、必要な支援を継続する。
- なお、支援が終結した場合であっても、必要なフォローアップをすることは差し支えない。

問 81 就労支援を行うには、早期の支援開始が効果的だと思われるが、緊急的な支援は、居住支援事業など限定的な事業のみが対象となるのか。その他の法に基づく事業の利用は、支援調整会議を経た支援決定後に開始することとなるのか。

(答)

- 緊急的な支援は、居住支援事業のうちシェルター事業や住居確保給付金を主に想定しているが、緊急的に就労支援が必要な場合は、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援やハローワークの一般相談窓口を活用した求職活動などは支援決定を要するものではないため、支援決定前に支援を行うことは可能である。ただし、ハローワークとの協定に基づく就労支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）については、支援調整会議における自治体による確認と了承を経た後に、ハローワークに支援要請を行う必要がある。
- 上記のような場合、相談者の状況が落ち着いた後、改めてプランを作成し、支援調整会議において「確認」が必要である。

問 82 緊急的に支援を行う必要性が高い場合は、支援調整会議で協議を行う前にサービスを提供することもあると考えられるが、具体的にどのようなサービスについて、支援調整会議の前に提供することができるか。

(答)

- 居住支援事業のうちシェルター事業や住居確保給付金については、プラン作成及び支援調整会議の開催を経ず、緊急的に利用することができる。また、緊急的に就労支援を行う必要がある場合は、支援決定を要さない自立相談支援機関の就労支援員による就労支援やハローワークの一般相談窓口を活用した求職活動などを行うことが想定される。

問 83 自治体が行うとされている支援決定は、行政不服審査法で規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するか。

(答)

- 法は、住居確保給付金の支給を除き、生活困窮者に対する各種支援を地方自治体の事業として規定するにとどまり、個人に対し法的な権利を創設するものではない。
- このため、住居確保給付金を除く法に基づく事業の支援決定については、処分性はないと解され、行政不服審査法に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。
- 一方、住居確保給付金の支給決定については、自治体が処分として行うものであり、行政不服審査法に基づき、処分を行った自治体に対して不服申立てをすることができるものである。

問 84 運用上、相談支援の実施期間については、原則として6ヶ月間程度とし、その間に就労や他の公的な福祉制度の活用等に結び付けることは可能か。

(答)

- 生活困窮者の状態像は多様であり、個々人の支援に要する期間には幅があると考えられる。このため、支援期間に一定の定めがある就労準備支援事業、居住支援事業や住居確保給付金とは異なり、自立相談支援事業において、一律に支援期間を6ヶ月程度にすることは適当ではないと考える。

問 85 相談支援を実施する中で、支援対象者が行方不明になったり、服役する等で支援を中止せざるを得ない状況になることも考えられるが、そのような場合に帳票上はどういった処理を行えばよいか。

また、相談支援プロセスの各段階で中止する場合の処理の仕方が異なるのであれば、それぞれの処理の仕方について確認したい。

(答)

- プラン策定後の支援期間中に、やむを得ない事情により支援を「中断（再開する可能性があるもの）」又は「終結」する場合がありますが、その判断は個々の事例により異なるため、自治体、主任相談支援員、担当相談支援員の協議により行う。この場合、帳票上は、評価シートを活用し「中断」若しくは「終結」を選択し、支援調整会議において確認する。
- プラン策定前に支援を中止する場合は、「プラン兼事業等利用申込書」内の「支援決定・確認前に中断・終了」の項目で処理すること。

問 86 相談者の個人情報の取扱いに当たっては、本人から同意を取得するが、担当者が変わったり委託先が変更となった場合は、改めて本人同意をとる必要があるか。

(答)

- 自立相談支援事業は、複合的な課題を抱える利用者に包括的な支援を提供するものであり、様々な関係機関と個人情報を共有する必要があることから、事業の利用に当たっては、個人情報の取扱いについて本人の同意を得ることとしている。
- この同意は、自立相談支援機関として相談支援にあたり必要となる関係機関（者）との情報共有について包括的に取得するものであるため、担当の相談支援員が変わった場合や自立相談支援機関の委託先が変わった場合は、再度同意を得る必要はない。
- 転居等により、担当の自立相談支援機関が変更になる場合には、変更後の機関において改めて同意を得る必要があると考える。

問 86-2 個人情報の取扱いについて、関係法令の整理や一定のガイドラインを示してほしい。

(答)

- 支援会議における個人情報の取扱いについては、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（令和7年4月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）をご参照いただきたい。
- 法に基づく各事業における個人情報の取扱いについては、各事業の手引きを参照いただきたい。

問 87 法に定める各事業等による支援の効果が現れない場合、支援の終結の判断について、どのように考えればよいか。

(答)

- 本人と相談支援員が協働で策定したプランに基づき、計画的に支援を行うことにより、プランで定めた本人の目標を達成することが重要であることから、本人の目標が未達成である場合や、本人が支援の継続を望む場合には、本人の意思を尊重し、支援を継続することが基本となる。
- 支援の効果が現れない場合は、その原因や支援内容を改めて十分に検討することが重要である。例えば、支援困難ケースと判断される場合においては、自立相談支援機関の主任相談支援員は、支援関係者を集めたケース検討会等を開催し、原因を多角的に分析し、必要に応じてプランの変更等を行うことが考えられる。

問 87-2 支援調整会議において、支援終結が決定した場合、自治体は、終結を承認するのみで良いのか。また、プラン期間の途中で、支援が終結若しくは中断した場合は、文書で本人に通知する必要があるか。

(答)

- 支援終結の決定をする場合には、自立相談支援機関は、本人の意向を確認した上で、支援調整会議でプラン評価を行う。自治体職員は、支援調整会議に出席し、プラン評価の結果を踏まえ、終結の決定を行う。
- 支援の終結及び中断の結果は、本人に文書で通知する必要はないが、本人の意向を確認した上で決定すること。
- 支援の中断は、本人が突然連絡なく転居してしまった等の理由により消息が不明になった場合や、完全に音信が途絶えた場合に判断するものである。そういった場合には、支援調整会議に報告し、中断の可否を確認すること。
- なお、一時的に本人と連絡が取れなくなった場合には、直ちに支援を終結するのではなく、自宅等に連絡票を残したり、近しい友人に連絡をする等のできる限りの方策を講じ、支援が継続できるよう努める必要がある。

問 87-3 自立相談支援事業や任意事業の成果指標を示してほしい。

(答)

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」(令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)に基づき、令和 5 年度以降の今後 3 年間の国の K P I について、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、目安値を設定している。
- 各事業の手引きにおいて、評価指標の例をお示しているとともに、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業における「振り返り」を行う際のヒントをまとめた「振り返りガイド(案)」において、参考とする指標が示されているので、これらを参考に、事業の実施及び評価をお願いしたい。
(詳細は「生活困窮者自立支援制度の事業の評価の実施における「振り返りガイド(案)」の活用について」(令和 6 年 4 月 25 日付け当室事務連絡)を参照されたい。)

問 88 削除

問 88-2 削除

問 89 自立相談支援事業の中で家計収支の改善提案や公共料金等滞納の解消のための助言・同行などを行っていることから、任意事業である家計改善支援事業は実施せず、自立相談支援事業の中で対応したいと考えているが如何か。

(答)

- 家計に課題を抱える生活困窮者の多くは、自立相談支援事業による助言・同行等だけでは、家計の状況が恒常的に改善することは難しい。
- 家計改善支援事業では、専門的な知見を持つ支援員が、家計表やキャッシュフロー表を本人とともに作成し、具体的な目標に向け、継続的に支援をしていくことで、相談者本人が家計の状況に気づき、自らが家計を管理しようとする意欲を引き出すことで、家計の改善を図っている。
- また、家計改善支援事業で行われる支援は、各種給付の利用調整や多重債務解消のための手続きの支援など、高い専門性が求められる支援である。
- そのため、自立相談支援事業における家計に関する相談支援をもって家計改善支援事業と同等の支援を実施しているとみなすことはできない。家計改善支援事業の実施が自治体の努力義務であることを踏まえ、家計改善支援事業を未実施自治体においては、積極的な実施をご検討いただきたい。
- 仮に、自立相談支援事業において家計改善支援事業と同様の支援が実施

されている場合は、自立相談支援事業費負担金の国庫負担対象外となるため十分に留意されたい。

問 90 削除

問 91 削除

問 92 生活困窮者に関する情報を関係機関から収集することに苦慮しているため、自立相談支援事業に調査権限を持たせることはできないか。

(答)

- 個人情報保護法では、「法令に基づく場合」は、本人同意がなくとも第三者に情報提供できることとされている。例えば生活保護法に基づく任意調査は、保護の実施や決定に必要な調査であるため、これに該当する。
- 他方で、法に基づく事業のうち、自立相談支援事業を含む、資産・収入要件が定められている事業以外の事業については、その支援決定や実施のために、必ずしも対象者の同意なくその情報を収集することが必要であるとは解されないため、法において調査権限を規定することは困難である。
 - ※ 資産・収入要件が定められている住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業については、法第 22 条第 1 項の規定により、事業の実施に必要なと認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている。
- そのため、支援会議の活用等により、庁内や庁外のネットワークを構築する中で、適切に情報交換できる仕組みづくりを進めていただきたい。
 - ※ 支援会議では、法第 9 条第 3 項に基づき、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能であり、同条第 4 項において、関係機関等はその求めに協力するよう努めるものと定めている。
- また、法第 8 条第 2 項においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合に、本人に対し、制度の利用勧奨を行う努力義務が規定されていることも踏まえ、より多くの生活困窮者が相談窓口につながるよう、庁内の連携体制の構築に取り組んでいただきたい。

問 92-2 自立相談支援事業の実施に当たっては、住宅部門、労働部門、衛生部門等との連携が重要だが、これらの部門との連携体制の構築を後押しするため、国において、各部門への制度の周知等を行っているのか。

(答)

- 各自治体において、関係機関等の連携が円滑に進むようにするためには、制度の広報・周知を充実させていくことが必要である。

- このため、法第4条第4項では、国及び福祉事務所設置自治体に対し、制度に関する広報等の努力義務を設けている。
- 国においては、
 - ・ 様々な媒体による、福祉分野に限らない幅広い関係団体への制度の周知
 - ・ 他分野の自治体の担当部局等に対して、自立相談支援事業等との連携を依頼する通知の発出などを行っている。

問 92-3 削除

問 93 自立相談支援機関の関係機関が、「貧困ビジネス」等の不法行為に関与しないように行政に求められる対応如何。

(答)

- 「貧困ビジネス」といった状況が生じないように、行政として、日頃より関係機関に関する情報収集を行うことが求められる。
- 就労訓練事業については、認定する自治体の責任において適切な認定を、法に基づく事業を委託する場合には、委託する自治体の責任において適切な委託先の選定をお願いしたい。

問 94 支援決定通知書の様式はあるか。

(答)

- 自治体事務マニュアルでお示ししている、「支援提供（変更）通知書」を参考にしていきたい。

問 95 自立相談支援事業において、生活困窮者支援のための食糧（米、缶詰等）を食糧費で備蓄することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業においては、現金給付や現物給付は国庫負担の対象外であるため、食糧を備蓄することはできない。

【住居確保給付金】

問 96 住居確保給付金の支給に関する事務を外部に委託することは可能か。

(答)

- 住居確保給付金の事務のうち、申請書の審査や支給決定などの、いわゆる支給事務については委託を認めていないことから、自治体で実施していただく必要がある。
- 一方、申請の相談・受付事務は、原則、自立相談支援機関において実施する業務であることから、委託することが可能である。

問 96-2 自立相談支援事業を委託する場合、資産・収入を確認するために、官公署に対し資料の提供を求める等の事務及び家賃補助の受給中の就職活動状況の確認事務を、委託の範囲に含むことが可能か。また、委託先事業者に家主等の個人情報を取り扱わせることは可能か。

(答)

- 住居確保給付金の支給に関する事務のうち、申請書の審査や支給決定などの支給事務は、自治体が自ら実施すべき事務であることから委託することはできないが、一方で、支給事務以外の申請の相談、受付事務、家賃補助の受給期間中の相談、就労支援、転居費用補助における家計改善に関する要件の確認(※)等を行う自立相談支援事業については委託が可能である。
※ 家計改善支援事業を実施していない自治体の場合
- つまり、
 - ・ 資産・収入を確認するために、官公署に対し資料の提供を求める等の事務は支給事務であり、委託はできないため、自治体で実施すること。
 - ・ 家賃補助の受給中の就職活動状況の確認は支給事務以外であるため自立相談支援事業として委託の範囲に含むことは可能である。
(ただし、確認を受けての家賃補助の中止決定は支給事務であるため委託先では実施できない。)
- なお、自立相談支援事業を受託する事業者に対しては、法第4条第3項において守秘義務がかけられており、これを適正に遵守している限り、家主等の個人情報を取り扱うことは問題ない。

問 96-3 住居確保給付金等には資産・収入要件が設けられているが、生活保護と同様に、全ての申請者に対し調査を行う必要があるのか。

(答)

- 支給事務については適正な実施に努めていただく必要があるが、基本的には、申請者からの申告に基づき審査を行った上で支給すること。
- なお、住居確保給付金の申請書の注意事項の欄に、支給決定に必要な範囲で、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者自立支援法第22条に基づき、官公署や銀行、信託会社等に対して、資産又は収入の状況の報告を求めること

がある旨を記載しているので、申告内容に疑義等が生じた場合は、必要に応じ、関係機関に照会すること。

問 97 住居確保給付金の申請に当たって、自立相談支援事業の利用は必須か。
また、住居確保給付金の相談・受付業務を自立相談支援機関とは別の機関に委託することは可能か。

(答)

- 住居確保給付金については、適切なアセスメントとプラン策定を行い包括的な支援と併せて支給することが適当であること、また、家賃補助においては基本的に自立相談支援事業の就労支援員（相談支援員も可）による就労支援や面接等の求職活動要件を受給者に課すこととしていることから、自立相談支援事業の利用は必須である。
- 住居確保給付金の相談・受付事務は自立相談支援機関で行うものであるため、自立相談支援機関ではない別の機関に委託することはできない。

問 98 削除

問 99 削除

問 100 住居確保給付金と求職者支援制度の職業訓練受講給付金の併給は可能となるか。

(答)

- 可能である。

問 101 住居確保給付金の収入要件等を確認するに当たって、調査権限は付与されるのか。

(答)

- 法第 22 条第 1 項の規定により、自治体は、必要があると認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしており、その旨は住居確保給付金の申請書の注意事項の欄にも記載しているところである。
- なお、法令に基づく本人に対する調査権限のようなものはないが、
 - ・ 不正受給事案等の場合には、本人に報告等を命じることができる（法第 21 条第 1 項）ほか、
 - ・ 大家等に対しては、住宅の状況につき報告を求めることができる（法第 22 条第 2 項）こととされている。

問 102 住居確保給付金を利用する場合、自立相談支援事業の相談受付・申込票と、住宅確保給付金の申請書の両方の提出が必要になるか。

(答)

- 相談受付・申込票は、自立相談支援事業の利用の申込みのために提出するものであり、一方、住居確保給付金の申請書は、住居確保給付金の支給の申込みのために提出するものであり、両者は、その目的を異にするため、両方の書類の提出が必要になる。
- また、緊急的な支援として、まず住居確保給付金の申請を行い支給決定を受けた場合も、自立相談支援機関は、受給者からの同意を得た上で、家賃補助においては受給者の状況等に応じた就労支援等を行う必要があることから、自立相談支援事業の利用は必須であり、事後的にプラン（事業等利用申込書）を作成し、就労支援を行う。転居費用補助においては、緊急を要する場合でも家計改善支援事業又は自立相談支援機関において転居により家計改善が見込めること及び転居費用の捻出が困難であることを確認の上、申請することになるが、この場合も事後のプラン作成が必要となる。

問 103 削除

問 103-2 削除

問 103-3 削除

問 104 削除

【就労準備支援事業】

問 105 都道府県が他の自治体から負担金の支払いを受けることなどにより、広域的に就労準備支援事業に取り組むことは可能か。また、その費用負担はどのように考えればよいか。

(答)

- 可能である。その場合の費用負担については、各自治体の人口規模や利用者の数等に応じて按分することなどが考えられる。

問 105-2 就労準備支援事業については、県と一部の市において共同で事業を実施する予定であり、県で市の分も含めて一括して委託する予定である。国からの補助金の受入れについては、県と市それぞれで行い、事業費として市から県に負担金を支払うという事業スキームは可能か。

(答)

- 可能である。

問 106 就労準備支援事業の実施において、日常生活自立に関する支援は行わないなど、実施自治体の判断で柔軟な運用を行うことは可能か。

(答)

- 就労準備支援事業は、長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者に対して、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に関する支援を一貫して実施する事業であるため、例えば、日常生活自立に関する支援は行わないといった運用は想定していない。
- ただし、例えば、一体的な運用が行われることを前提として、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、経済的自立に関する支援をそれぞれ異なる事業者に委託することは可能である。

問 107 就職活動の支援は、就労準備支援事業支援員の業務として想定されているか。想定される場合、職業安定法上の手続を行う必要はあるか。

(答)

- 就職活動の支援は、基本的に、自立相談支援事業において行うこととなるが、自立相談支援事業の就労支援員が支援を行うよりも、就労準備支援事業支援員が引き続き就職活動の支援も行った方がよいと考えられる場合は、就労準備支援事業担当者が、自立相談支援機関と連携しつつ、就職活動の支援を行うことが可能である。
- 就労準備支援事業において行う就職活動の支援については、例えば、応募する業種等の絞り込み、面接練習や書類作成のための自己理解を深める取り組み、ハローワークへの同行支援などを想定しており、職業安定法上の手続は必要ないものである（ただし、職業安定法上の手続を行った上で、就労準

備支援事業者が自ら職業紹介を行うことは妨げない。)

問107-2 自立相談支援事業の就労支援員と就労準備支援事業支援員とを兼務することは可能か。その場合、どのように費用按分すべきか。

(答)

- 可能である。
- その場合、それぞれの勤務時間を明確に分けることで対応し、これが難しい場合においては勤務実態などから勤務時間数を適切に見込むなどにより費用を按分することが考えられる。

問107-3 就労移行支援事業等の障害福祉サービスを実施する法人に就労準備支援事業を委託することは可能か。その場合の委託費の算定方法について示してほしい。

(答)

- 可能である。
- なお、障害福祉サービス事業の従業者が就労準備支援事業支援員を兼務する場合には、両事業における支援に支障がないことが前提となることに留意が必要である。
- 就労準備支援事業支援員が障害福祉サービス事業の従事者を兼務する場合、それぞれの勤務時間を明確に分けることで対応し、これが難しい場合においては、勤務実態などから勤務時間数を適切に見込むなどにより費用を按分することが考えられる。

問107-4 就労準備支援事業支援員・責任者の常勤、専従、常駐の考え方如何。

(答)

- 下記の通りである。
 - ・常勤：所定労働時間を通じて勤務する労働形態のことをいう。
 - ・専従：当該事業所に勤務する時間帯において、就労準備支援事業以外の職務に従事しない労働形態のことをいう。
 - ・常駐：就労準備支援事業を実施する事務所の現場に常に待機しておく労働形態のことをいう。

問107-4 削除

問107-5 削除

問107-6 削除

問 107-7 削除

問 108 削除

問 108 削除

問 108 国による研修の対象者（就労準備支援事業支援員）は誰か。例えば、就労準備支援プログラムの作成を直営で行い、それに基づく具体的な支援（セミナーなど）を委託により実施する場合、委託先のスタッフも研修を受ける必要があるか。また、就労体験先のスタッフも研修を受ける必要があるか。

（答）

- 研修の対象者（就労準備支援事業支援員）は、直営か委託かに関わらず、就労準備支援事業において配置される支援員である。
 - ※ なお、委託費が支払われていない就労体験先（協力事業所）のスタッフは、就労準備支援事業支援員に該当せず、研修を受ける必要はない。
- 就労準備支援事業支援員は、国が実施する国研修と各都道府県で実施する都道府県研修の両方を受講することが望ましいが、当面の間はこの限りでなく、各事業所において修了者による伝達研修を行う等、支援の質を担保していくことが必要である。

問 109 就労支援のための合同面接会や合同説明会などのイベントの開催や、就労支援のためのキャリアカウンセラーの配置など、自治体における既存の就労支援の取組について、就労準備支援事業として国庫補助の対象となるか。また、就労準備支援事業の対象とならない場合、他の法定事業の対象となるか。

（答）

- 従来から自治体などがその負担で実施している施策については、法の各事業として求められる方法で実施することなく、財源のみを振り替えることは認められない。また、就労準備支援事業の一部のみを実施することは想定されないところである。
- 例示されている就労支援のための合同説明会等の実施が、同法に基づく事業として実施可能かどうかについては、その詳細を確認した上で、個別具体的に判断するが、基本的には、制度は生活困窮者に対する支援を実施するものであり、一般雇用施策として実施している自治体の既存の就労支援とは異なるものと考えている。

問 109-2 ①就労準備支援事業の利用者が、途中で生活保護を受給するに至った場合、支援は終結になるのか。②被保護者就労準備支援事業との一体的実施を行う場合、両事業を一括して、同一の事業者に委託することは可能か。③両事業の支援員を兼務する場合の補助金の取扱いを示してほしい。

(答)

- ①就労準備支援事業の利用者が、支援の途中で生活保護を受給するに至った場合は支援は終結となるが、必要な支援を継続することができるよう、本人同意の上で、生活保護部局の就労支援担当者等に本人の状況等を引き継ぐことが重要である。
- ②両事業を一括して、同一事業者に委託することは可能であり、これにより、支援の途中で生活保護受給に至った場合であっても、同一の支援員が引き続き対応することができ、より効果的な支援が期待できる。
- ③両事業の支援員を兼務する場合、それぞれの勤務時間を明確に分けることで対応し、これが難しい場合においては勤務実態などから勤務時間数を適切に見込むなどにより費用を按分することが考えられる。

問 109-3 削除

問 110 日払いの仕事の相談が多いが、情報提供することは可能か。

(答)

- 可能ではあるが、無料の職業紹介事業を行うのであれば、職業安定法に基づき、地方自治体の場合は届出を、民間事業者の場合は申請を行う必要がある。

問 111 就労準備支援事業を実施しない自治体において、生活保護受給者向けの同様の事業を実施している場合は、それを生活困窮者にも利用させることは可能か。

(答)

- 生活保護受給者を対象とする事業は、生活困窮者が利用することはできない。

問 112 就労準備支援事業と非雇用型・雇用型の就労訓練事業の対象者が同じように見受けられるため、どちらの事業につなげばよいか判断に苦慮するが、対象者の違い如何。

(答)

- 就労準備支援事業は「長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者」を対象とし、就労訓練事業は「本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者」を対象に実施することを想定している。

- 生活困窮者がどちらの事業を利用するか、就労訓練事業を利用する場合は非雇用型・雇用型のどちらにするかは、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援事業において行うアセスメントの結果に基づき、個別に判断すべきであるが、一般論としては、一般就労を目指し、計画的に支援を行うのであれば就労準備支援事業を、働く場・社会参加の場を提供するのであれば就労訓練事業を利用していただくこととなる。

問 113 事業費を財源として、就労準備支援事業の利用者に工賃を支出することは可能か。また、就労体験等の受入に協力した企業等が労災保険に代わる保険に利用者を加入させるための費用や協力企業に支払う謝金は、事業費から支出できるか。

(答)

- 事業費を財源として、利用者本人に工賃を支給することは個別給付の扱いとなるため不可である。
- 車両借り上げによる送迎等に係る費用（リース料、燃料代、駐車場代、高速代、運転手代）を支出することは可能である。
また、就労準備支援プログラムの1つである就労体験の利用に係る交通費（公共交通機関を利用する場合に限る）については負担軽減に資する支援を行っている。詳細については「就労準備支援事業の手引き」を参照されたい。
- 就労体験等の受入に協力した企業等に対して、利用者の保険加入に係る費用や謝金を、事業費から支出して差し支えない。ただし、謝金の額については適正なものとなるよう十分に留意されたい。

問 113-1-1 就労体験時の交通費の負担軽減に資する支援の対象となる、
・就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
・就労体験を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者
について、「一般就労に繋がる可能性が高い者」とはどういった者を指すのか。

(答)

- 就労体験を実施することにより、本人の自己理解や職業理解が促進される可能性があるとしてアセスメントされる者や、就労体験をすることによって、社会経験を積み、自立（社会生活自立）への意欲が高まる可能性があるとしてアセスメントされる者が考えられる。
- 就労体験を実施した後に、ただちに一般就労に向かうことができるという意味ではないことに留意されたい。

問 113-1-2 就労準備支援事業者と就労体験先が同一法人であっても、移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であれば、負担軽減支援の対象となると理解してよいか。

（答）

- 他の支援条件も満たした上で、移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であれば対象として差し支えない。また、就労準備支援事業の就労体験と就労体験以外のプログラムとで費用を切り分ける必要がある。

問 113-2 合宿型の場合、一定期間の集団生活となるため健康状態の把握等が不可欠であり、事業参加に当たり対象者に健康診断を受診することとしているが、生活困窮者の場合は健康診断の受診に係る費用を支出できない者も多い。利用者の健康診断に係る費用を事業費から支出してもよいか。

（答）

- 合宿前に健康状態を把握することは支援の適切な実施に必要不可欠であると考えられるため、事業費から支出して差し支えない。

問 114 就労準備支援事業においては有期の支援が想定されているが、就労に至らないケースについての支援の延長は可能か。また、同一人物への再支援は可能か。

（答）

- 就労準備支援事業の利用期間は、1年間を基本としており、当該期間を経過し、就労準備支援事業による支援を終了した場合は、本人の状況に応じ、一般就労や就労訓練事業などにつなげることになる。ただし、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して就労準備支援事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能である。
- また、就職に伴い事業の利用を終了した者が再度事業を利用することは原則としてできないが、例えば、一定期間就労した後に離職し、新たに就労に関する課題を抱えるに至った場合などであって、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときについては、事業の再利用が可能である。

問 115 就労準備支援事業の支援の実施期間は1年が基本となっているが、対象者の状況に応じて短縮は可能か。

（答）

- 必要な能力を身につけた利用者については、支援期間にとらわれることなく、より早期に一般就労につなげていくことが重要であり、個々人の状況によって支援期間は判断いただきたい。

問116 就労準備支援事業の対象者として想定されるニートやひきこもり状態にある者で生活保護を受給していない者は、親の資産・収入で生活している方がほとんどであると思われるが、資産・収入要件を世帯単位で確認する場合、こうした方々は就労準備支援事業を利用できないのではないか。また、資産や収入はいつの時点のものを確認するのか。

(答)

- 法において、就労準備支援事業の対象者とは、就労に困難を抱える生活困窮者のうち、「当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る」とされており、資産・収入要件については世帯単位で捉えることが基本である。
- ただし、就労支援という事業の性格から、支援の必要がある者が一定程度幅広く事業を利用できるよう、①世帯全体で見ると収入があっても本人には収入がなく、家族の失職などをきっかけに困窮に陥りやすいケース、②家族の収入額等が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できないケース、③その他事業を実施する自治体が資産・収入要件に該当する者に準ずる者として認める場合、④都道府県等において就労準備支援事業が必要と認められる場合は、資産・収入要件に該当しない場合であっても、事業の利用が可能である。
- なお、資産・収入の確認方法に関しては、自治体事務マニュアルを確認いただきたい。

問116-2 生活保護では、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯として世帯認定を行うが、生活困窮者についても同様の考え方でよいのか。若しくは、扶養義務関係があるかどうかで判断することになるのか。

(答)

- 生活保護の考え方と同様に、世帯とは同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

問117 障害者については、障害者総合支援法による就労支援と法による就労支援のどちらを優先するのか。

(答)

- 障害特性を踏まえた専門的な支援を行う観点から、第一義的には障害者総合支援法上の就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用することが適当であるが、自立相談支援事業におけるアセスメント及びプラン作成のプロセスのなかで、就労準備支援事業による支援が適当であると判断し、本人が就労準備支援事業の利用を希望し、障害者就労支援施策を利用していない場合には、就労準備支援事業の利用を妨げるものではない。

問 118 就労準備支援事業の利用に際し、本人から支援を受けることの同意を得ることになるが、何らかの理由で同意を得られない場合、地域若者サポートステーションに引き継ぐことは可能か。

(答)

- 支援を受けることについて同意が得られない場合については、アセスメントの過程で粘り強く信頼関係を構築するよう努め、本人同意を得た上で支援を行うことが基本である。
- なお、どうしても同意が得られず、就労準備支援事業を利用することができない場合は、自立相談支援事業の就労支援員が引き続き対応することや、地域若者サポートステーションに支援を依頼することはあり得ると考えられる。

問 119 就労準備支援事業において就労体験中の利用者が災害による被害を被った場合の補償についてどのように考えているか。また、利用者が就労体験中に受入先の協力事業所に損害を与えた場合の取扱いについてはどのように考えているか。

(答)

- 就労準備支援事業を安心して利用することができるよう、就労体験中に利用者が被った災害については必要な補償を行うべき旨を手引きに記載している。
- また、利用者が、就労体験中に受入先の協力事業所に損害を与えた場合に備えて、保険に加入しておくとともに、就労体験の受入を依頼する際に、協力事業者に対して、「利用者が受入事業所に損害を与えた場合、就労準備支援事業所の指導に重大な過失がない限り、就労準備支援事業は一切の責任を負わないものとする」といった旨を書面で確認しておくことも考えられる。
- なお、保険加入に要する費用については、就労準備支援事業の事業費から支出することが可能である（問 113 参照）。

問 120 削除

問 121 就労意欲の喚起を行う段階では、訪問による個別の対応が効果的であると考えますが、就労準備支援事業において訪問支援を行うことは可能か。

(答)

- 可能である。
- なお、訪問支援が必要な者については、一般論として、就労が可能となるまでにかかなりの時間がかかると考えられる。就労準備支援事業の利用期間（1年）内に一般就労への移行が困難と考えられる場合は、同事業の利用の前に、ひきこもり地域支援センター等の支援機関や自立相談支援事業等において訪問支援を行うことを検討しても良い。

問 121-2 就労準備支援事業において就労体験を行う場合、就労訓練事業の認定を受けた事業者以外の事業者を協力事業者として活用することは可能であるか。

(答)

- 可能である。就労準備支援事業の協力事業者（就労体験先）は、必ずしも就労訓練事業の認定を受ける必要はない。
- ただし、認定を受けていない事業者を協力事業者として活用する場合は、就労準備支援事業の担当者が責任をもって、その事業者の就労体験の内容の適切性を事前に確認すること。

問 122 就労準備支援事業の年齢要件を撤廃した理由如何。

(答)

- 生涯現役社会の実現の観点から撤廃した。

問 123 削除

問 122-2 住居確保給付金については、法で不正利得の徴収について定められているが、居住支援事業のうちシェルター事業及び就労準備支援事業の利用に当たり、資産等について虚偽の報告を行った場合、支援に要した費用を徴収することになるのか。

(答)

- 質問のような場合については、民法上の不当利得に該当し得るものであり、返還を求めることは可能である。
- なお、家族の収入額等が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できない場合に支援の必要性を認めて就労準備支援事業を提供した場合には、この限りではない。

【居住支援事業（シェルター事業）】

問123 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（「ホームレス特措法」）との関係如何。

（答）

- ホームレス特措法の趣旨を踏まえ実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センターや、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）などのホームレス自立支援施策については、法が、ホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象として包括的な支援を実施することとしていることから、ホームレス特措法の趣旨を踏まえつつ、法に基づく事業として実施しているところである。

問123-2 シェルター事業は任意事業であるため、実施している自治体と実施しない自治体が存在する。このため、住居を喪失した生活困窮者が、その居住している自治体において当該事業を実施していない場合には、当該事業を実施している他の自治体（主に大都市自治体）に移動することが想定される。

その場合、本来、シェルター事業を実施すべき自治体が発行しないことにより、その負担・責任が他の自治体に転嫁されることになり、不公平が生じることにつながると考えられる。

このような弊害が生じないように、厚生労働省から各自治体に対して、地域の生活困窮者の実情を十分鑑みた上で、任意事業を実施するよう指導できないか。

（答）

- 法による包括的な支援がより効果を発揮するためには、シェルター事業に限らず他の任意事業についても、地域の生活困窮者の実情に応じ、積極的にその実施をご検討いただくことが必要であると考えている。
- そのため国としては、
 - ・自治体担当者が出席する会議等において、任意事業の実施を呼びかける
 - ・自治体コンサルティング事業により事業の立上げを支援する
 - ・厚生労働省ホームページに任意事業の立上げに関する事例を掲載するといった取組を行っている。
- また、令和6年改正法により、居住支援事業のうち、自治体が必要と認めるものの実施が努力義務化されたところであり、各自治体においては、必要な事業の実施について検討をお願いするとともに、国としても事業の実施のために必要な支援を引き続き行っていく。

問 123-3 シェルター事業や巡回相談事業（自立相談支援事業）を実施するに当たって、都道府県内におけるホームレスの分布が政令市、中核市に集中していることから、効率的な実施が必要な場合などにおいて、都道府県が政令市・中核市を除くエリアを対象として広域的に実施する方法や、管内の複数市町村が共同で事業する方法は可能か。

（答）

- 可能である。住所のないホームレスへの支援という性格から、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針にあるとおり、広域市区町村圏域や都道府県による広域的な取組が期待されている。
- 都道府県が複数の市区町村を対象エリアとして、ホームレスの巡回相談を実施する場合には、当該実施範囲の市区町村ごとのホームレス数に応じて、自立相談支援事業の加算を適用することとなる。
- また、都道府県が、複数の市区町村を対象エリアとしてシェルター事業を実施する場合には、当該実施範囲の市区町村ごとの負担割合についても、利用者数等に応じて按分することとして差し支えない。
- なお、ホームレスが少ない自治体においても、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、住まいに課題を抱えた者に対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要であることから、「居住支援事業の手引」も参照の上、他の自治体と連携した広域的な取組について検討いただきたい。

問 123-4 シェルター事業は、生活困窮者一時宿泊事業（シェルター）として、旅館やアパート等の一室を借り上げて実施する方法が考えられるが、このほか救護施設・更生施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等の空き定員を活用して実施することも可能か。

（答）

- 各自治体の判断により、それぞれの地域の社会資源の状況に応じ、本来の施設運営に支障が生じない範囲で、自治体（施設の認可自治体及び措置自治体）と当該施設との合意の上、空き室の活用により実施しても差し支えない。
- ただし、定員の一定数を確保して恒常的にシェルター事業を実施する場合には補助金適正化法に基づく財産処分の手続が必要となる場合がありうることや、本来の施設運営との人員基準や経理上の明確な区分が求められることに留意する必要がある。
- また、シェルター事業の利用者について、当該施設の本来的支援の実施が適切と判断される場合（例えば、本人の状況を踏まえ、救護施設・更生施設や養護老人ホーム等に措置することが適切であると判断する場合）には、自治体の担当部局間で連携し措置等の必要な対応が求められることに留意する必要がある。

問 124 削除

問 124-2 シェルター事業は、衣食住に係る経費を国庫補助の対象としているが、相談員の人件費や、シェルター事業の施設の運営費、食事の提供等にあたる職員の人件費については補助対象と考えてよいか。

(答)

- シェルター事業の経費は、基本的には、衣食住に関する経費を対象とするものであることから、利用者に対する自立に向けた支援等については、自立相談支援機関の相談員が、地域社会と連携しながら、生活相談や就労支援など、個々の利用者に応じた必要な支援を実施することとなる。
- 一方で、巡回相談等を行う医療専門職の人件費のほか、シェルター事業の施設の運営費、食事の提供等にあたる職員の人件費については国庫補助の対象としている。

問 125 削除

問 125-2 ホームレスは最低限度の生活を送ることができないと考えられるが、生活困窮者に含まれるか。

(答)

- 法では、生活困窮者の定義として、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある者」としている一方で、ホームレス特措法には、ホームレスについて「健康で文化的な生活を送ることができない」との規定があり、実際、ホームレスの生活実態を見ると、最低限度の生活を維持できず、生活保護基準以下の生活を営んでいる層も少なからず含まれている。
- しかしながら、法の趣旨は、生活保護受給者以外に広く包括的な支援を提供することであり、ホームレスもその対象となるものである。法の立法の検討段階において、シェルター事業等を参考に（当時の）一時生活支援事業を創設することとしたのは、こうした考えを表すものである。
- 実際に、現にホームレス状態に置かれている者については、生活保護の開始決定、又は就労による自立に至るまでの間は、法に基づくシェルター事業をはじめとした支援が可能である。

問 125-2-2 法は、ホームレスも対象とされているが、ホームレスは法の対象者と生活保護法の要保護者の両方にあてはまるということか。その場合、法による支援を行うか、生活保護を適用するかは、本人の意思等で判断することとしてよいか。

(答)

- 本人の状況、意思を十分確認の上、法による支援を提供するのか、生活保

護法を適用するのか、適切に判断されたい。

問 125-2-3 シェルター事業の利用者が生活保護を申請した場合、申請日以降の費用負担は、シェルター事業と生活保護のどちらが優先するか。

(答)

- シェルター事業の利用期間中に生活保護申請があった場合であっても、生活保護の受給による居住場所等の確保に至るまでの間は、引き続き、シェルター事業による支援の対象とする。

問 125-3 削除

問 125-4 迅速な利用手続きが必要な場合であっても、世帯収入等の確認は必要になるのか。

(答)

- シェルター事業の利用者は、その性質上、緊急性が求められるケースも多く想定されることから、個々に利用者の状況を勘案した上で、要件の確認を行わず、即時的に利用させることは差し支えない。

ただし、この場合には、事後において、速やかに要件の確認を行うことが必要である。

問 126 シェルター事業で提供される支援の中に、医療は含まれないと考えてよいか。その場合、病院の受診が必要となった時に、本人に手持ち金がなければ、生活保護を申請することとなるか。

(答)

- シェルター事業には、医療の給付は含まれないことから、事業の利用開始後に、医療機関を受診する必要が生じた利用者が、国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合には、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用を図るとともに、必要に応じて生活保護を申請することになる。
- なお、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い利用者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、令和元年度より、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による、路上やシェルター等で実施する医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援についても、国庫補助の対象とすることとしている。

問 126-2 シェルター事業の利用期間中に病院の受診が必要となった場合、生活保護の医療扶助単給を適用することとしてよいか。

その場合、支援の実施は福祉事務所が行うのか、若しくは自立相談支援事業やシェルター事業で行うのか。

(答)

- 従前の運用を踏まえ、シェルター事業の利用期間中に、病院の受診が必要となった場合には、保護申請を行い、生活保護の医療扶助単給により対応して差し支えない。この場合、医療扶助適用後の支援は、シェルター事業を含めた法に基づく事業により、継続して行うこととなる。

問 126-3 シェルター事業の利用期間中に生活保護申請をした場合、事業を継続して利用することか可能か。またこの場合、プランの取り扱いはどうなるのか。

(答)

- 生活保護の開始決定までの間は、衣食住をはじめとした支援が必要であることから、プランを作成した上で、シェルター事業による支援を行うことは可能である。

問 127 シェルター事業において、切迫した状況にある者に食糧等を提供する事業のみを実施した場合、国庫補助の対象となるのか。

(答)

- シェルター事業は、衣食住を提供することで、利用者が本事業を利用して、居住場所が確保され、安心して就職活動を行うことが可能となる環境をつくることにより、自立を促進することを目的としている。
- このため、宿泊場所の供与を伴わない食糧の提供等のみを行う事業については、本事業の趣旨・目的に沿わないものとする。
- なお、例えば、自治体においてアパート等の部屋を確保しながら、食糧の提供等を民間支援団体が実施するなど、自治体と民間支援団体が相互に連携して実施する方法についても、国庫補助の対象としている。

問 127-2 相談に来る方の中には、その日の生活に困っており、何日も食事をとっていない方がいる。そういった方に対しては、社会福祉協議会から食料を提供してもらうなどして対応しているが、その食料にも限りがある。

国で、生活困窮者を対象とした緊急的な食料の提供、又は少額の貸付を行うような制度を作らないのか。

(答)

- 緊急的な食料の提供については、現物給付に当たり、国庫補助対象外となることから、制度化することは想定していない。
- なお、現に食料を提供しているシェルター事業については、衣食住を提

供することで、利用者が本事業を利用している間、居住場所が確保され、安心して就職活動を行うことが可能となる環境をつくることにより、自立の促進を目的としているものであり、宿泊場所の供与を伴わない食料の提供のみを行うことについては、本制度の趣旨・目的に沿わないものと考え

- 貸付については、現在、生活福祉資金制度があり、生活困窮者自立支援制度と密接に連携を図りながら対応することで、両制度ともに、より効果的、効率的に機能するものであることから、生活困窮者の自立支援に当たり、重要な役割を担っているものと考えている。

問 127-3 緊急性を鑑み、シェルター事業の対象とした利用者が、支援調整会議を開催する前に、自らの意思で宿泊場所から退所した場合、支援に要した経費は補助対象となるか。

(答)

- 国庫補助の対象となる。

問 128 シェルター事業について、都道府県において、ドミトリ一等の簡易宿泊所を活用するなどして、都道府県全域を対象に実施することは可能か。また、その場合、市区町村の利用者については、各市区町村に対し費用負担を求めてもよいか。また、シェルター事業においても、支援員等の配置は必須か。

(答)

- シェルター事業の実施主体は、福祉事務所を設置している自治体となるが、市区町村と都道府県とが協定を締結する等により、都道府県内全域を対象とした事業を共同で実施することは可能である。この場合、各市区町村が一定の費用負担を行うことも想定されるが、その負担割合については、各自自治体において調整いただきたいと考えている。
- シェルター事業を実施する施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員の配置は必要であるが、借り上げ方式により実施する場合は配置は要しない。また、医療職等による支援や巡回相談等を実施する場合には、配置した職員の人件費等については国庫補助の対象としている。

問 129 シェルター事業の利用期間や補助対象経費を示していただきたい。

(答)

- シェルター事業は、衣食住の提供を支援内容として想定しており、その利用期間は原則3ヶ月間としながらも、個々人の状況を勘案し6ヶ月間まで延長可能としている。
- シェルター事業の経費は、基本的には、衣食住に関する経費を対象とするものであるが、巡回相談等を行う医療専門職の人件費のほか、シェルター事

業の施設の運営費、食事の提供等にあたる職員の人件費等については国庫補助の対象としている。

問129-2 シェルター事業の利用期間については、原則3ヶ月間としながらも、個々人の状況を勘案し、6ヶ月間まで延長可能としているが、自治体独自で利用期間を「原則1ヶ月」など、3ヶ月よりも短い期間に設定することは可能か。

(答)

- シェルター事業は、衣食住を提供することで、利用者が本事業を利用している間、居住場所が確保され、安心して就職活動を行うことが可能となる環境をつくることにより、自立を促進することを目的としており、利用期間については、生活困窮者一時宿泊事業（シェルター）や生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運用実績を踏まえ、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間まで延長可能）と設定したものである。
- この趣旨を踏まえ、利用期間については、最初から原則1ヶ月間とするのは適当ではないと考える。
- なお、原則3ヶ月間とした上で、利用者の状況を勘案した結果、1ヶ月間との判断をすることは可能である。

問130 現在、シェルター事業の利用期間については、施行規則により6ヶ月を超えない範囲とされているが、自治体等の判断によりさらに延長することは可能か。

(答)

- シェルター事業の利用期間は、施行規則上、原則3ヶ月間とした上で、個々人の状況を勘案し、6ヶ月間まで延長可能としている。
- ただし、個々人の状況により、やむをえず利用期間が6ヶ月を超えてしまう場合には、自立相談支援機関において改めてアセスメントを行いプランを策定した上で、支援調整会議において了承が得られた場合に限り、その後決定された一定の短期間内において、事業を利用させることも可能と考えられる。

問130-2 生活困窮者・ホームレス自立支援センターに、ホームレス等の巡回相談のみを主な業務とする人員を配置した場合、当該支援員についても、自立相談支援事業として実施する以上、国が行う相談支援員養成研修の受講が必要となるか。

(答)

- 自立相談支援機関による巡回相談事業（自立相談支援事業）については、法施行時に、自立相談支援事業として実施することと位置づけたところであり、その主な業務がホームレス等の巡回相談であったとしても、養成研修の受講

は必要である。

問 130-3 ホームレス等の巡回相談において、切迫した状況にある者に食糧等を提供することは、現物給付と解されるのか。

(答)

- 現物給付に当たるため、自立相談支援事業の対象経費としては認められない。このような場合については、食糧等の支援を行う団体やシェルター事業の事業者等と適切に連携することが重要である。

問 130-4 施設型（生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター））による実施の基準額は、施設の定員区分で設定されているが、複数の施設を運営している自治体においては、各施設の定員に応じて、それぞれ基準額を算定できると考えてよいか。

(答)

- お見込みのとおりである。

問 130-5 自立相談支援事業の加算分としてホームレス数に応じた基準額が示されているが、複数の自治体が同一事業者に委託し、広域的に実施する場合においても、各自治体ごとのホームレス数に応じて加算が認められるのか。

(答)

- お見込みのとおりである。なお、ホームレス数が10人未満の自治体においては、自立相談支援事業（アウトリーチ機能）により対応することとなる。

問 130-6 自立相談支援事業の加算対象となるホームレス数の基準は、「ホームレスの実態に関する全国調査」によると考えてよいか。

(答)

- お見込みのとおりである。自立相談支援事業の加算対象となるホームレス数は、各自治体において前年1月に実施したホームレスの実態に関する概数調査結果に基づくホームレス数とすることとしているため、例えば令和7年度の加算額は、令和6年1月に実施した当該調査に基づくホームレス数に基づくこととなる。

問 130-7 削除

問 130-8 借上型シェルターにおいて、借り上げ期間中に生じる未利用日については、国庫補助の対象とならないのか。

(答)

- 生活困窮者の居住を確保するために費用が生じている場合には、未利用日についても国庫補助の対象となるが、確保数については、実績等に応じて適切に見込むことが必要である。
- このため、予め、可能な限り、旅館、ホテル等と実績払いによる契約を締結しておくことが望ましい。

問 130-9 シェルター事業を利用する前に、健康診断を受診する必要がある場合の費用については、どのように扱うのか。

(答)

- シェルター事業の利用にあたり受診する健康診断にかかる経費については、国庫補助の対象となる。

問 130-10 削除

問 130-11 自立相談支援事業のうち、ホームレスの巡回相談や生活困窮者・ホームレス自立支援センターが実施する相談支援において、国が提供する生活困窮者自立支援統計システムをどのように活用すべきか。

(答)

- ホームレスの巡回相談や生活困窮者・ホームレス自立相談支援センターに配置される相談支援員が行う相談支援は、自立相談支援事業として実施するため、原則、生活困窮者自立支援統計システムを使用してプラン作成や支援経過の記録などを行うことが必要である。
- なお、路上や河川等のホームレスに対する声掛け等の支援等を行う巡回相談においては、対象者の氏名や年齢などが不明の場合にあっては、必ずしもシステム上、個別のケース管理に関する情報の入力には要しないが（初回対応日等の一部情報のみの入力も可）、その後の粘り強い声掛け等により、具体的な支援につながるケースもあり得ることから、適切なケース管理をお願いしたい。

問 130-12 生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）を利用するホームレスに対する巡回相談（自立相談支援事業）は誰が実施するのか。

(答)

- シェルター事業を実施する、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等に配置されている、自立支援相談機関の支援員による対応が想定される。
- その他、シェルター事業を実施する機関において、必要に応じて配置される医療職等による対応も可能であり、この場合はシェルター事業として実施

される。

【居住支援事業（地域居住支援事業）】

問 130-13 シェルター事業を実施していないと、地域居住支援事業の国庫補助は受けられないのか。

（答）

- 令和5年10月より、シェルター事業を実施せず、地域居住支援事業の単独実施を可能とする運用の見直しを行っているため、シェルター事業を実施していなくとも、地域居住支援事業の国庫補助を受けることは可能。

問 130-14 市町村が、都道府県と共同してシェルター事業を実施しようと考えているが、地域居住支援事業については、地元のNPO法人等に委託し、市町村単独で実施することは可能か。

（答）

- 可能である。事業の実施に当たっては、地域の実情等に応じて、事業ごとにどういった体制で実施するか判断して差し支えない。

問 130-15 地域居住支援事業の担い手は、シェルター事業において、医療専門職による巡回相談や必要な支援を実施する場合に配置する職員（保健師、看護師、精神保健福祉士等）でなければならないか。

（答）

- 国として、事業の担い手に係る条件等は定めていないが、事業対象者が必要とする物件の斡旋や、地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等の専門的知識を有した支援員を配置すること。

【家計改善支援事業】

問 131 家計改善支援事業の具体的な対象者はどのような者か。

(答)

- 家計改善支援事業の対象者は、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えている者であり、相談事業という性質上、所得・資産に関する具体的な要件を設けていない。
- 具体的な対象者像については、「家計改善支援事業の手引き」を参照いただきたい。

問 132 家計改善支援事業の支援期間はどれぐらいの長さを想定すればよいのか。支援の終結に当たっては、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

- 家計管理の支援は、相談者の状況によっても様々であるが、支援期間は3か月～半年程度で設定されたい。
- また、支援に当たっては、相談者の長期的なライフイベントも見据えて家計再生プランを作成することが必要であり、このライフイベントを目標に据えた長期的な視点で、収支のバランスが崩れないよう見通しが立てられるようになることが重要であると考えている。

問 133 家計改善支援事業の利用者には、税金や社会保険などを滞納している者も想定されるが、これらの者は、それぞれの債権者である各所管部局が対応すべきか。

(答)

- 滞納処理や督促といった業務は各所管部局でそれぞれ対応するものであるが、滞納者が支払えるようになるためには家計に関する支援を行うことが必要な場合がある。これを専門的・効果的に行うには、家計改善支援事業が有効であり、必要に応じて、各所管部局と調整を図りながら対応することが重要である。

問 134 家計改善支援事業を利用していた者が生活保護受給に至った場合に、引き続き支援を提供することは可能か。

(答)

- 法は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給に至った場合には、家計改善支援事業による支援は終結となる。
- ただし、令和6年改正法により、制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、特定被保護者も生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を利用できることとされた。
- 特定被保護者による事業利用の流れは、「家計改善支援事業の手引き」を

参照し、生活保護担当部局や福祉事務所と連携の上、より切れ目のない支援を進められたい。

問 135 社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との関係如何。

(答)

- 家計改善支援事業の対象者は、家計管理能力の向上が見込まれる者であり、一方、日常生活自立支援事業については、認知症高齢者等判断能力が不十分な者を対象に、福祉サービスの利用援助及びこれに伴う日常的金銭管理等の支援を行うものであり、対象者が異なるものである。
- したがって、家計改善支援事業を通じた家計管理能力の向上を見込むことが困難な場合は、例えば、自立相談支援機関により、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用を含め、相談者の状態に応じた継続的な支援サービスの提供につなげることが必要であり、これらの権利擁護施策との十分な連携を図られたい。

問 136 削除

問 137 平成 27 年 4 月の法の施行時の生活福祉資金貸付制度の見直し内容如何。

(答)

- 法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金等の貸付に当たっては、原則として、自立相談支援事業の利用を要件とすることで、生活福祉資金貸付制度と連携することにより、貸付による支援とあわせて包括的な支援が可能となり、生活困窮者のより一層の自立の促進を図った。
- 加えて、制度と生活福祉資金貸付制度の連携マニュアルを作成しており、法の施行を一つの契機として、地域における連携体制を構築することが重要である。

問 138 削除

問 139 削除

問 139-2 削除

【子どもの学習・生活支援事業】

問140 生活保護受給者の子どもに対する支援についても国庫補助率は1/2か。

(答)

- 生活保護受給世帯の子どもについても事業の対象としており、国庫補助率は1/2である。

問140-2 子どもの学習・生活支援事業について、対象者の要件は設けているのか。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業は、地域の実情に応じた事業実施を可能としており、国として対象者について所得要件等の要件を定めていない。

問140-3 子どもの学習・生活支援事業を教育委員会で実施することは可能か。

(答)

- 可能である。事業をどの部署において実施するかは、特段の制限はなく、地域の実情等も踏まえ、戦略的にご検討いただきたい。

問140-4 子どもの学習・生活支援事業は、事業の委託のほか、事業補助の形で補助対象となるか。

(答)

- 実施主体は、福祉事務所設置自治体であり、当該自治体以外が行う事業に対して福祉事務所設置自治体が補助する場合は、国の補助対象とならない。

問141 子どもの学習・生活支援事業を生活保護世帯の子どもに限定して実施することは可能か。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業は、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象としたものであり、生活困窮者を対象とした法に基づく事業であることから、生活保護世帯の子どもに限定して実施することは、事業の趣旨に照らして適当ではないと考える。

問142 子どもの学習・生活支援事業の実施に当たっての支援決定、プラン作成、支援調整会議の取扱い如何。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮者の自立の促進に必要な事業の一つとして実施されるものであり、地域の実情に応じ柔軟に取り組んでいただくものであり、また、生活保護受給世帯の子どもをケースワーカーから紹介されるといったケースも想定されるため、必ずしも自立相談支援機関を通

すことは想定していない。自治体による支援決定やプラン作成、支援調整会議の開催は必要としないこととしている。

問 143 子どもの学習・生活支援事業を実施するに当たり、教育委員会・学校・地域の塾との調整は必要か。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業の実施に当たっては、教育委員会や学校等との連携体制の構築が、より効果的な実施につながると考えられ、各地域の実情に合わせ、必要に応じ、調整していただきたいと考えている。

問 144 子どもの学習・生活支援事業の実施に当たっては、教員OBやボランティア団体など、法人格を持たない者の活用が必要であり、委託する場合に法人格を有することを条件とするのは実態にそぐわないのではないか。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業を含む法に基づく各事業の委託先については、事業の適切性や継続性を担保する観点から、基本的には法人格を必要とすることとされている(※)。

※ 委託先については、原則法人格を求めるものの、「協議会」など共同体により実施する場合、以下の要件を満たすときには、認めることとする(ただし、本事業においては、こうした協議会形式は一般的ではないと想定しているところ)。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること
- ③ 市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること

問 144-2 子どもの学習・生活支援事業と、母子及び父子並びに寡婦福祉法によるこどもの生活・学習支援事業においては、ひとり親家庭が生活困窮世帯である場合、対象者が重複する。

同一の対象者が同種の複数事業を利用することは適当でないと考えるが、対象者のすみ分けや考え方等について、具体的に示してほしい。

(答)

- ひとり親家庭のこども等に対するこどもの生活・学習支援事業は、ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や軽食の提供等を行い、ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもの生活の向上を図るものである。一方、法における子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供(生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成)や学習支援(進路相談、中退防止)、親への養育支援を行う

ものである。利用者の選定に当たっては、こうした各事業の趣旨を踏まえ、各担当で連携した上で適切に行うことが重要である。

なお、子どもの学習・生活支援事業とこどもの生活・支援事業の経費を明確に区分できる場合は、事業を一体的に行うことも可能である。(人件費や光熱水費等については按分可)

問 144-3 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもが対象とされているが、児童養護施設に入所する子どもについても対象としてよいか。

(答)

- 児童養護施設入所者を対象外とする必要はない。

問 145 経済的に困窮している世帯に対して塾代等を貸し付ける事業は、子どもの学習・生活支援事業のうち「学習の援助を行う事業」に含まれるか。

(答)

- 塾代等を貸し付ける事業は、子どもの学習・生活支援事業として想定していない。

問 146 子どもの学習・生活支援事業の実施方法について、塾代のクーポン制(一部助成)による実施又は学習塾に直接給付(助成)による塾利用支援の実施は可能か。

(答)

- 子どもの学習・生活支援事業は、金銭給付よりも人的支援を基本とすることとしており、また、単に勉強を教えることにとどまらず、居場所作りや日常生活の支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う事業である。
- このため、塾代のクーポン制といった個人に学習費用を支給するような事業については、こうした制度の基本的な考え方も踏まえ、想定していない。

問 147 生活保護受給者の子どもを対象とする考え方について見解をお示しいただきたい。

(答)

- 基本的には、法は最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者を、生活保護法は要保護者を対象としている。
- ただし、生活保護世帯の子どもについては、現に「貧困の連鎖」が生じている中で、将来独立した際に最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあると考えられること等から、子どもの学習・生活支援事業の対象に含まれると解されるものである。

問 147-2 生活保護世帯の親については指導的介入が必要となるが、子どもの事業の利用に当たって、保護者本人の同意は必須か。また、同意を得られない場合は、事業が利用できなくなるのか。

(答)

- 生活保護世帯の保護者に対し、指導的、介入的アプローチが必要な場合は、ケースワーカーがその役割を担うものとする。
- なお、子どもの学習・生活支援事業への子どもの参加に当たっては、当該児童の保護者の了承は得ておくべきとする。

問 148 削除

問 148-2 削除

問 149 削除

問 149-2 「生活習慣及び育成環境の改善に関する助言」の具体的な取組内容とは何か。

(答)

- 生活困窮世帯の子どもは、保護者との関わりが弱いこと等により、生活面での能力やコミュニケーション能力などの社会性の不足といった課題を抱えていたり、保護者においても養育に関する知識が不十分であったり子育てに関する悩みを抱えている場合が少なくない。
この課題に対応するため、生活習慣・環境の向上等の取組を本事業において実施しているところ。
- 取組内容の詳細については、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」等に取組例を記載しているところであるが、基本的には、
 - ・子どもの生活面の課題の改善を図るため、子どもの生活リズムの改善や社会性の向上を図る取組などを通じた、子どもの日常生活・社会生活能力の向上
 - ・子どもの生活環境の改善を図るため、子どもの生活面の課題を保護者と共有しつつ、自立相談支援機関などの関係機関との連携も含め、子どもの養育に関する保護者への支援を行うことなどを通じた、子どもの育成環境の向上に資する取組を想定している。

問 149-3 事業の実施にあたり「学習支援」のみでは補助の対象にならないか。

(答)

- 「学習支援」の実施のみで補助対象とならないことはないが、本事業の趣旨等をご理解いただき、単に勉強を教えることにとどまらず、生活習慣・育成環境の改善等に係る支援などを組み合わせた効果的な支援に取り組んでいただきたい。
- なお、子どもの自己有用感や社会性の醸成、子どもが将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図るうえで体験活動の取組も重要である。令和7年度からは、体験活動を含めた生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める予定であり、体験活動についても積極的に実施いただきたい。

【就労訓練事業の認定等】

問 150 認定就労訓練事業者に対する、①立ち上げ支援、②税制措置、③優先発注の具体的な内容如何。

(答)

- ①立ち上げ支援については、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として国庫補助の対象となるので、積極的な実施をお願いしたい。
- ②税制措置については、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する事業所について、不動産取得税及び固定資産税の1/2を非課税とすること等の措置が講じられているところである（詳細は「認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置及び随意契約の取り扱いについて（情報提供）」（平成27年6月3日付事務連絡）を確認いただきたい。）。
- ③優先発注については、地方自治法施行令に、地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業を行う施設からの物品の購入、役務の提供を行う場合が明記されている。また、法第16条第4項においては、認定就労訓練事業の更なる推進の観点から国及び地方公共団体が受注機会の増大を図ることの努力義務規定が設けられていることも踏まえ、積極的に取り組んでいただきたいと考えている。
- 以上のほか、事例集等によるノウハウの提供や事業者向けパンフレットの作成を行っており、就労訓練事業者に対する支援に関しては、これらを総合的に推進することが重要であると考えている。

問 150-2-1 就労訓練事業の実施事業所の掘り起こしや立ち上げ支援については、都道府県と市町村のどちらが対応するのか。

(答)

- 就労訓練事業の実施事業所の掘り起こしや立ち上げ支援について、都道府県が対応することも市町村が対応することも考えられるが、重複した支援が行われないよう、事業の実施に当たっては自治体間でよく協議をすることが重要である。
- なお、就労訓練事業の実施事業所の開拓・育成のために、都道府県に就労訓練アドバイザー、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置した場合、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として国庫補助の対象となるので、併せて活用いただきたい。

問 150-2-2 就労訓練事業者に対して、自治体が独自に経済的な支援をすることは可能か。

(答)

- 自治体が独自の財源を活用して就労訓練事業者に対して経済的な支援を行うことは可能である。当該支援が終了した後の事業や就労の継続性について

留意した上で、支援の実施についてご判断いただきたい。

問 150-3 就労訓練事業者に対して、寄付金などを原資として経済的支援が行われる場合がある。ただし、これは、全国的な取組とは言えず、支援が受けられる事業者と支援が受けられない事業者との間で不公平が生じ、就労訓練事業の全国的な推進を阻害するおそれがあるが、国としてどのように考えるか。

(答)

- 就労訓練事業は基本的には事業者の自主財源により運営されることを想定しているところであるが、各自治体におかれては、地域の実情に応じて、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として立ち上げ支援などを実施することについて積極的にご検討いただきたい。

問 150-4 固定資産税や不動産取得税の減免措置については株式会社やNPO法人などが対象とならないが、これらの法人についてどのように就労訓練事業の実施を打診すればよいか。

(答)

- 第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合の固定資産税や不動産取得税の減免措置については、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人や消費生活協同組合等が対象となる一方、株式会社やNPO法人は対象とならないが、立ち上げ時の初期経費の助成や優先発注の取扱い、事例集の配布や研修の実施等などについては株式会社やNPO法人なども対象であり、事業の意義について十分にご理解をいただくとともに、これらの支援を総合的に実施することが重要である。
- なお、事業者向けのパンフレットを作成しているので適宜活用いただきたい。

問 151 削除

問 152 非雇用型の場合、対象者の交通費、労災保険に代わる保険の保険料など、対象者の受入に伴う最低限の費用は、公費により補助するべきではないか。

(答)

- 就労訓練事業は民間の自主的な取組との位置づけであるため、公費による恒常的な補助は想定していない。
ただし、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として、非雇用型利用者向け傷害保険加入料などについては補助対象としている。

問 153 就労訓練事業者の活動範囲が複数の自治体の区域にまたがる場合は、誰が認定をするのか。

(答)

- 就労訓練事業が行われる事業所の所在地を管轄する都道府県知事等が認定を行う。

問 154 就労訓練事業の認定の権限が、特例市や一般市に与えられていない理由があれば教示願いたい。

(答)

- 中核市までに認定の権限を付与した理由としては、
 - ・ 生活保護や母子寡婦等の「福祉に関する事務」については、一般的に、中核市までに委譲されていること、
 - ・ 特に、障害者総合支援法の就労継続支援は、一般就労が困難な者を対象として訓練等を提供する点で就労訓練事業の内容と類似しているところ、就労継続支援事業を行う事業所の指定についても、中核市までに権限が委譲されていること、を踏まえると、現在の業務ノウハウを活用して、事業の認定を行うことが可能と考えられるからである。
- また、中核市以上は、規模能力で比較的大きな都市であり、その区域で一定の生活圈や経済圏を構成しているため、就労訓練事業の担い手となる事業者の活動圏域とも一致することが多いと考えられる。こうした観点からも、認定事業の主体としては中核市以上とすることが適切であると考えている。
- なお、申請関係書類については、事業所の経営地のある一般市や町村等を経由して提出することも可能としている。

問 154-2 自治体事務マニュアル 5(3)②において、「事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること」という要件に関する審査の方法について定めているが、例えば、「資本金〇円以上」というような客観的な基準を定めなければ、審査が困難となるのではないか。また、国において客観的な基準が示されない場合、各自治体において客観的な基準を定めることは可能か。

(答)

- ご指摘のような基準を定めた場合、審査においてより簡素で客観的な事務処理ができる一方、審査が形式的なものとなり、適切な支援ができる事業者を不認定としてしまうおそれがあると考えられることから、自治体事務マニュアルにおいては、このような基準を定めないこととした。
- したがって、審査においては、提出書類や申請者の説明によって事業の実態を具体的に把握した上で、総合的な判断を行うこととなるが、例えば、財政的基盤の健全性に関しては、社会福祉法人、消費生活協同組合など、個別

法に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断するなど、合理的な範囲内で審査の簡素化を行って差し支えない。

- なお、自治体ごとに「客観的な基準」を定めることは可能であるが、その場合には、審査が形式的なものとならないようご留意いただきたい。

問 154-3 自治体で就労訓練事業を実施する場合、民間事業者と同様の手続きが必要か。

(答)

- 自治体も、就労訓練事業を行う場合は、就労訓練事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが可能である。
- この場合、申請を受け付けた都道府県等においては、例えば、登記事項証明書、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表・収支計算書など財政的基盤に関する書類、役員名簿などの書類の添付を省略するなど、合理的な範囲で審査を簡略化して差し支えない。

問 154-4 就労訓練事業の認定について、賃金の保証がない場合、事業の実施方法によっては、労働力の搾取につながる可能性もある。これらに対応のために、施行規則等において、事業参加中の参加者の賃金が確保（最低賃金の保証）されることを担保する必要があると考えるが、なぜ認定基準には加えないか。

(答)

- 使用従属性が認められない場合には、使用者には賃金の支払い義務が生じないことから、このような取扱いとしている。
- なお、非雇用型の利用者について、ガイドライン等に照らし不適切な取扱いが行われているのではないかの疑義が生じる場合は、事業者や利用者から事情を聞き取るなどの対応を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局や労働基準監督署に相談いただきたい。

問 155 削除

問 156 削除

問 157 問 61-2 へ移動

問 158 削除

問 159 認定基準については、法人格を有しない個人商店などが対象外となるが、このような事業所とどのように連携すべきか。

(答)

- 認定基準においては、経営の安定性や事故発生時の適切な補償等を確保する観点から、「法人格を有すること」を要件の一つとした。
- したがって、法人格を有しない個人商店等は就労訓練事業者としての認定を受けることはできないが、こうした個人商店等との連携の在り方としては、①一般就労として受け入れていただく、②認定就労訓練事業者の協力事業所として活用する（認定就労訓練事業者のスタッフの同行の下、個人商店等において生活困窮者が就労を行う）、③自立相談支援事業や就労準備支援事業において就労体験先として活用すること等が考えられる。法人格を有しない個人商店等であっても積極的に働きかけることにより可能な限り連携いただくことが重要である。

問 160 削除

問 161 就労訓練事業の認定について、自治体による調査の権限や認定取消の権限は付与されるか。

(答)

- 法第 21 条第 2 項に基づき報告を求めることができることとしており、また、法第 16 条第 3 項には認定の取り消しについて規定している。

問 161-2 就労訓練事業において、生活保護受給者について不適切な取扱いがあった場合、報告徴収や認定の取消は可能か。

(答)

- 生活保護受給者について不適切な取扱いがあった場合において、生活困窮者に対しても適切な支援が行われたい蓋然性が高いと認められるときには、法に基づく報告徴収や最終的には認定の取消が可能である。

問 161-3 正当な理由がないにも関わらず、長期にわたり生活困窮者の受入を拒否する事業者については、認定を取り消すことになるか。

(答)

- 正当な理由なく長期間にわたって生活困窮者の受入を拒否する事業者については、認定を取り消すことが可能である。

問 162 認定に当たり、書面審査のみでなく、現地調査を行う権限が与えられるべきではないか。特に、認定の取消については、書面や利用者等からの情報だけを根拠に決定することには不安がある。

(答)

- 法においては、立入検査権限までは規定されていないことから、報告徴収によって得られる情報の範囲内で認定取消の要否を判断することとなる。
- なお、認定取消の典型例として、認定就労訓練事業者が労働基準法違反のケースが想定されるが、この場合は、労働基準法上の罪が確定した事実をもって認定取消が可能である。

問 163 支援の質が低い事業者や、ガイドラインを遵守しない事業者への対応が必要となるが、事業者の実態把握の方法や、事業者に対する指導等について、どのように考えているか。

また、一方で、好事例を広く周知することで、当該事業の促進が期待でき、事業者の質の向上にも繋がると思われるが、情報を共有する仕組みなどは考えているか。

(答)

- 都道府県知事等は、法の規定に基づき、就労訓練事業を行う者に対し、その実施状況について報告を求め、事業の実施に問題があると認められる場合には行政指導を行うことが可能である。また、行政指導を行ったにもかかわらず、その問題が解消されず就労訓練事業が認定基準に適合しないと認められる場合は、認定の取消が可能である。
- 就労訓練事業の実施状況については、自立相談支援機関が定期的・継続的に行う利用者のアセスメントの中で把握することも可能であることから、都道府県等においては自立相談支援機関と密接な連携を図ることが求められる。
- なお、事業の周知については、事例集や事業者向けのパンフレットを活用いただきたい。

問 163-2 削除

問 164 削除

問 164-2 削除

問 165 社会福祉事業の対象とはならない、定員 10 名未満の小規模な事業所に対する監査事務については、どのように取り扱うか。

(答)

- 小規模であるなどの理由により、第二種社会福祉事業に該当しない事業に

については、社会福祉法第 70 条に基づく都道府県知事の調査の対象とならないが、認定就労訓練事業については、法第 21 条第 2 項に基づく報告徴収が可能である。

問 165-3 自立相談支援機関として、他の都道府県が認定した就労訓練事業者に支援対象者をあつせんすることも可能とのことだが、それがあまりに遠方にあると、訪問等による実態把握が困難となる。利用範囲を明確にすべきではないか。

(答)

- 就労訓練事業の利用者に対する継続的な支援について、自立相談支援機関として適切に役割を果たせるかどうかに関しては、個別具体的に判断されたい。

問 166 削除

問 167 認定を受けずに就労訓練事業を行っている事業者へ、自立相談支援機関から対象者をつなぐことは可能か。また、その場合、当該事業者の質はどのように担保されるか。

(答)

- 就労訓練事業の利用者は、就労条件等について適切な配慮を必要としていることから、支援の適切な実施を確保するため、法において都道府県知事等による認定制度が設けられたところ。
- 認定を受けていない事業者は、就労訓練事業の利用者に対して適切な支援を行うことができるかどうかは必ずしも明らかでないことから、就労訓練事業の利用を必要とする者を認定外の事業者につなぐことは法の枠外の措置であり、適当ではないと考えている。
- なお、認定を受けていない事業者であっても、自立相談支援事業や就労準備支援事業において就労体験を利用する者をつなぐことは可能である。ただし、その場合は、就労体験の内容が適切なものであるかどうか、自立相談支援事業や就労準備支援事業の担当者が責任をもって確認すること。

問 167-2 就労訓練事業の認定は法に位置づけられているが、生活保護受給者を受け入れる場合は認定は不要であるか。

(答)

- 生活保護受給者のみを受け入れるとして就労訓練事業の申請があった場合には、認定をすることはできない。

問 167-3 認定就労訓練事業者が、自立相談支援機関のあっせんを受けずに、独自に利用者を受け入れることは可能か。また、自立相談支援事業の利用者が、プランの決定を得ずに、就労訓練事業を利用することは可能か（プラン決定前に就労訓練事業を利用する場合や決定したプランの内容を受け入れない場合等を想定）。

（答）

- あっせんを受けずに受け入れることは可能であるが、複合的な課題を抱える者については自立相談支援機関でのアセスメントやプランの決定を経た上で、就労訓練事業を利用も含め、包括的な支援を受けることが望ましい。
- なお、利用者がプランの内容を受け入れない場合であっても、引き続き、利用者との信頼関係を構築する努力をしつつ、その同意を得た上で、就労訓練事業をあっせんすることが必要。

問 168 雇用型で就労訓練事業に参加している利用者について、障害者の法定雇用率に算定する等の配慮を今後行う可能性はあるか。

（答）

- 現時点においては、障害者の法定雇用率について、生活困窮者を含めることは考えていない。

問 169 削除

問 170 就労訓練事業のガイドラインにおいて、就労支援担当者の配置について「支援スタッフとは別」としつつも、「兼務も可」となっているが、どのように考えればよいか。

（答）

- 就労支援担当者については、支援スタッフとは異なる役割を果たすとの趣旨であるが、支援スタッフが就労支援担当者を兼務することは可能である。

問 171 就労訓練事業の対象者について、ひきこもり、ニート等も含め幅広く捉えているが、経済的に困窮している者以外も対象としてよいか。

（答）

- 法における「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」である。その上で、生活困窮者について、何らかの判断基準を示すものではなく、対象者を幅広く受け付けていただいて差し支えない。

問 172 就労訓練事業を行う中で、必要に応じ就労準備支援事業のような取組（ボランティア活動、模擬面接等）を行うことは可能か。その場合、就労準備支援事業と就労訓練事業の関係はどうか。

（答）

- 可能と考えている。就労準備支援事業と就労訓練事業における支援が一切重なってはいけないとは考えていない。
- ただし、就労準備支援事業を未実施の自治体においては、就労準備支援事業の実施が努力義務となっていることに留意されたい。

問 172-2 削除

問 172-3 就労訓練事業（非雇用型）の利用者に対する災害補償については、一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う必要があるとのことであるが、加入すべき保険として想定しているものはあるか。

（答）

- 加入すべき保険については、各事業者の判断となる。
- 参考までに、全国社会福祉協議会においては、地域福祉活動やボランティア活動の一貫として行う各種行事における事故への備えとして運営している「ボランティア行事用保険」を準用し、「生活困窮者就労支援保険」が実施されており、就労訓練事業（非雇用型）や就労準備支援事業等の利用者が活動中に怪我をした場合等の補償を行うことが可能である。

問 172-4 例えば、レストランなどの一般事業所で就労訓練事業を行う場合、区分経理等が必要となるのか。

（答）

- 事業収入について、一般就労を行う従業員に分配する部分と就労訓練事業の利用者に分配する部分とを区分経理することは想定していない。
- ただし、障害福祉サービス事業を実施している事業所で就労訓練事業を実施する場合は、工賃の取扱いについて留意が必要。

問 172-5 就労訓練事業について利用期間の目安はあるか。

（答）

- 就労訓練事業の利用期間は一律に定めていない。
- 就労訓練事業の利用者に関しては、自立相談支援機関において適時適切にモニタリングを行い、常に、意欲や能力など本人の状態に応じた適切な待遇が確保されるよう努めるとともに、一般就労が可能と判断される者については、ハローワークにつなぐなどの対応が必要である。

問 172-6 就労訓練事業のガイドラインに提示されている「就労支援プログラム」の様式について、この様式の内容を包括していれば、事業者において独自の様式を作成することは可能か。

(答)

- ガイドラインに収録した各種様式を参考に、事業者において独自の就労支援プログラムの様式を作成して差し支えない。

問 172-7 就労訓練事業の認定申請については、他自治体での申請情報を共有するシステムはあるのか。

(答)

- 認定就労訓練事業に関する情報共有のためのシステムを開発することは考えていない。

問 172-8 就労訓練事業において、労働基準法違反の疑いがあった場合は、労働基準監督署への報告が必要となると思うが、労働基準法違反を確認する場合のポイントや、それを届出する場合の手順等についても示されるのか。

(答)

- 非雇用型の利用者であっても、その就労の実態を勘案して、作業の依頼に対する諾否の自由があるか、業務の内容や遂行の仕方について指揮命令を受けるか、作業の時間が管理されているかどうかなどについて、実質的に使用従属性があると判断された結果、労働者性があるとされる場合がある。
- したがって、労働基準法が遵守されているかどうかは、これらの点について確認することになるが、その結果疑義が生じる場合は、都道府県労働局や労働基準監督署にご相談いただきたい。

※【生活困窮者自立促進支援モデル事業等】(問 173～問 193) は削除済み。

【特定被保護者対象事業の実施について】

問 173 被保護者も生活困窮者向けの事業を利用できるようにすることにより、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業の国庫補助率に変更はあるのか。

(答)

- 被保護者も生活困窮者向けの事業を利用できるようにすることに伴う国庫補助率の変更は生じない。各事業の国庫補助率は従来どおり。

問 174 被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業を実施していない場合でも、特定被保護者に対して、特定被保護者対象事業を利用させてもよいか。

(答)

- 利用させてもよい。

問 175 特定被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業を利用する場合、自立相談支援事業における利用申込書の提出、支援調整会議の実施、自立支援計画の作成、支援提供通知書の発出は不要か。

(答)

- 法では、自立相談支援事業の対象者に特定被保護者は含まないため、自立相談支援事業における利用申込書の提出、支援調整会議の実施、自立支援計画の作成、支援提供通知書の発出は不要。

問 176 生活困窮者向けと被保護者向けにそれぞれに就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業を実施している場合、特定被保護者にはどちらの事業を利用させるべきか。

(答)

- 被保護者が、被保護者向けの事業を利用するのか、特定被保護者として生活困窮者向けの事業を利用するかについては、本人の状況やニーズを十分に勘案した上でご対応いただきたい。

問 177 特定被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業を利用する場合、現行の各事業の実施要領に記載の支援を実施する必要があるか。(原則として、特定被保護者にも生活困窮者と同じ支援を提供するということか。)

(答)

- 特定被保護者が生活困窮者向けの事業を利用する場合は、生活困窮者が利用する場合と同様に、現行の各事業の実施要領に基づき、本人の状況やニーズに応じた支援を提供いただきたい。また、特定被保護者の場合は、ケース

ワーカーとも緊密に連携を図る等、生活保護受給者特有の事情等にも留意いただきながら、支援を行っていただきたい。

問 178 特定被保護者が生活困窮者向けの事業を利用する場合も、引き続き福祉事務所が当該被保護者に関与し続けるということだが、どのような形で関与し続けるイメージか。

(答)

- 特定被保護者が法に基づく事業を利用する場合、福祉事務所は当該被保護者の支援状況を確認し、必要に応じて、福祉事務所は当該被保護者に対して助言等を行っていただきたい。

問 179 生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を実施せず、被保護者向けのこれらの事業を実施することは可能か。(例：生活困窮者地域居住支援事業を実施せず、被保護者地域居住支援事業のみを実施する)

(答)

- 被保護者向けの事業のみを実施することについては差し支えない。ただし、生活困窮者向けの就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、その実施を努力義務としており、また、居住支援事業については、必要と認めるものの実施を努力義務としていることから、地域における事業実施のニーズ等を踏まえて実施について検討されたい。

問 180 特定被保護者が生活困窮者向けの事業を利用する場合の財源は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が上乗せされるのか。

(答)

- 生活困窮者向け事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）において、特定被保護者への支援も一体的に実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象とする。

問 181 特定被保護者に生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用させる場合であっても、特定被保護者と選定されない被保護者がいる場合に備え、被保護者向けの就労準備支援事業等は引き続き実施したほうがよいか。

(答)

- 自治体の実情を踏まえ、被保護者について特定被保護者と認定し、生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる体制を整えつつ、被保護者向けの就労準備支援事業等を実施できる体制を整えることは差し支えない。

問 182 必ず特定被保護者を困窮事業に受け入れなければならないのか。自治体の判断で、特定被保護者の困窮事業の利用を認めないとすることはできるのか。

(答)

○ 各事業の手引き、自治体事務マニュアル及び「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）等でお示ししている特定被保護者による困窮事業の利用の流れの中で、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、特定被保護者候補者の支援可否について事前調整を行うこととしている。事前調整の結果、当該被保護者について困窮事業が利用できないとの判断に至るケースはあり得るものと考えている。

○ なお、特定被保護者対象事業の実施に当たっては、両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の支援実施主体等の間で、あらかじめ事業の利用に関する手続等を調整することが望ましいと考えている。

こうした調整を行う際、自治体として、地域の実情（対象者数、対象者層等）や当該事業の実施方針・目標等を踏まえ、あらかじめ特定被保護者の選定に係る考え方を設定しておくことも考えられる。自治体の実情に応じて、関係者の間でご調整をお願いする。